

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第3号）……………2
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第4号）……………3
- 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）……………3
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第6号）……………3
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第7号）……………3
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則（第8号）……………3
- 秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（第9号）……………3

### 訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）……………3
- 秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令（第2号）……………4

### 告 示

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第12号）……………4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第13号）……………4
- 公売通知書の公示送達について（第14号）……………4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第15号）……………4
- 納税通知書の公示送達について（第16号）……………5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第17号）……………5
- 納税通知書の公示送達について（第18号）……………5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第19号）……………5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第20号）……………5
- 市議会臨時会の招集について（第21号）……………6
- 参加差押通知書の公示送達について（第22号）……………6
- 出納員への委任について（第23号）……………6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第24号）……………6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第25号）……………6
- 市議会定例会の招集について（第26号）……………6
- 生活保護法による介護機関の指定について（第27号）……………6
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第28号）……………7
- 生活保護法による施術者の指定について（第29号）……………7
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更について（第30号）……………7
- 放置自転車等の撤去および保管について（第31号）……………7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第32号）……………7

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第33号）……………7
- 専決処分した予算およびその要領について（第34号）……………8
- 平成21年2月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第35号）……………10
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第36号）……………12
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第37号）……………12
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第38号）……………12

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）……………12
- 秋田市指定文化財の指定について（第3号）……………12

### 選 管 告 示

- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程（第1号）……………12
- 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程（第2号）……………16
- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程（第3号）……………17
- 平成21年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第4号）……………17
- 秋田市長の選挙を行うべき事由の発生について（第5号）……………17
- 雄和土地改良区総代の総選挙の執行について（第6号）……………17
- 平成21年3月3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について（第7号）……………17
- 平成21年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第8号）……………18

### 農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第3号）……………18

### 上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第3号）……………18
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第4号）……………18
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第5号）……………18

### 選 挙 長 告 示

- 平成21年3月3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）……………19
- 平成21年3月3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における

- 立候補者の届出について（第2号）……………19
- 平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙の第1選挙区で投票を行わないことについて（第3号）……………19
- 平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙の第2選挙区で投票を行わないことについて（第3号）……………19
- 平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙の第3選挙区で投票を行わないことについて（第3号）……………19
- 平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙の第4選挙区で投票を行わないことについて（第3号）……………19
- 平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙の第5選挙区で投票を行わないことについて（第3号）……………19
- 平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙の第6選挙区で投票を行わないことについて（第3号）……………19
- 平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第4号）……………19

公 告

- 入札参加希望者の公募について……………20
- 中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区および設計の概要を表示する図書の縦覧について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………21
- 開発行為に関する工事の完了について……………22
- 開発行為に関する工事の完了について……………22
- 緑地協定の縦覧について……………22
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について……………23
- 平成20年度ポリオ予防接種の実施について……………23
- 開発行為に関する工事の完了について……………23
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25
- 入札参加希望者の公募について……………26
- 入札参加希望者の公募について……………27
- 入札参加希望者の公募について……………28
- 入札参加希望者の公募について……………29
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………31
- 入札参加希望者の公募について……………32
- 公募型指名競争入札の執行について……………33
- 入札参加希望者の公募について……………34
- 入札参加希望者の公募について……………35
- 入札参加希望者の公募について……………35
- 入札参加希望者の公募について……………37
- 入札参加希望者の公募について……………38
- 入札参加希望者の公募について……………38
- 入札参加希望者の公募について……………39
- 入札参加希望者の公募について……………40
- 入札参加希望者の公募について……………41
- 平成20年度ポリオ予防接種の実施について……………42
- 建築協定書の縦覧について……………42
- 入札参加希望者の公募について……………42
- 入札参加希望者の公募について……………43
- 入札参加希望者の公募について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………45
- 入札参加希望者の公募について……………46
- 入札参加希望者の公募について……………47

- 入札参加希望者の公募について……………48
- 入札参加希望者の公募について……………49
- 入札参加希望者の公募について……………50
- 入札参加希望者の公募について……………51
- 入札参加希望者の公募について……………52
- 入札参加希望者の公募について……………53
- 入札参加希望者の公募について……………54
- 入札参加希望者の公募について……………55
- 入札参加希望者の公募について……………56
- 入札参加希望者の公募について……………57
- 入札参加希望者の公募について……………58
- 入札参加希望者の公募について……………59
- 農用地利用集積計画の策定について……………61
- 入札参加希望者の公募について……………61
- 入札参加希望者の公募について……………62
- 入札参加希望者の公募について……………63
- 入札参加希望者の公募について……………64
- 入札参加希望者の公募について……………65
- 入札参加希望者の公募について……………66
- 入札参加希望者の公募について……………67
- 公募型指名競争入札の執行について……………68
- 入札参加希望者の公募について……………68
- 入札参加希望者の公募について……………69
- 入札参加希望者の公募について……………70
- 入札参加希望者の公募について……………71

上下水道局公告

- 平成20年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…72
- 入札参加希望者の公募について……………72
- 一般競争入札の執行について……………73
- 一般競争入札の執行について……………74
- 入札参加希望者の公募について……………76
- 入札参加希望者の公募について……………77
- 入札参加希望者の公募について……………78
- 一般競争入札の執行について……………79
- 一般競争入札の執行について……………80
- 一般競争入札の執行について……………82
- 入札参加希望者の公募について……………83

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年 2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第3号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第24条の3」を「～第24条の4」に改める。

第4章第1節の2中第24条の3を第24条の4とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

（定額給付金給付室）

第24条の3 定額給付金給付事業に関する事務を処理するため、定額給付金給付室を設置する。

2 前項の定額給付金給付室は、企画調整部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 定額給付金給付事業に関すること。
- (2) 室の予算経理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第4号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第2号中「証人出頭」を「裁判員等出頭」に改め、「職員が」の次に「裁判員、」を加える。

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第5号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (3) 地方公営企業等金融機構

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第6号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1号を加える。

- (5) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域以外の地域に在勤する職員

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第7号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部

を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の16」を「100分の17」に改める。

附則第4項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第8号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1500円の項中「、衣類乾燥機」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第9号

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成16年秋田市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条」を「第6条第1項第3号」に、「20万円」を「15万8,000円」に、「32万2,000円」を「25万9,000円」に、「60万1,000円」を「48万7,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成16年秋田市条例第112号）第6条第1項第3号に規定する所得の基準（以下「所得基準」という。）については、改正後の秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。同条例第5条に規定する事由がある場合において同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る所得基準についても、同様とする。

訓 令

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成21年 2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条人事課長専決事項の項の次に次のように加える。

定額給付金給付室長専決事項

(1) 定額給付金の給付の対象者の認定に関すること。

(2) 定額給付金の給付の決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第 2 号

庁 中 一 般

関 係 各 所

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成21年 2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市文書取扱規程（昭和48年秋田市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の電磁的記録の内容が課等において供覧又は回覧により処理することができるものと認められるものについては、当該電磁的記録の紙への出力および收受を省略することができる。この場合における当該供覧又は回覧の手続については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1 日から施行する。

告 示

秋田市告示第12号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年 2月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
376	秋田市下新城笠岡字笠岡100番地 1	宇佐美商店

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 2月 2 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

留見瀬町内会

2 認可年月日

平成16年 7月 9 日

3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、三内字留見瀬、三内字留見瀬野、岩見字萱森下野、岩見字留見瀬の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺三内字留見瀬、同市河辺三内字留見瀬野、同市河辺岩見字萱森下野および同市河辺岩見字萱森留見瀬の区域とする。

事務所

変更前 秋田県河辺郡河辺町三内字留見瀬野113番地 1

変更後 秋田市河辺三内字留見瀬野113番地 1

代表者の住所

変更前 河辺町三内字留見瀬野33番地 1

変更後 秋田市河辺三内字留見瀬野33番地 1

4 変更年月日

平成17年 1月11日

5 変更の理由

住所等の表示の変更による。

秋田市告示第14号

次の公売通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、公売通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 2月 3 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市大町一丁目 7 番35号 メゾンドフロリアル102号

成 田 良 秋

2 送達する書類名

公売通知書 1 通

秋田市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 2月 9 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

古大張野町内会

2 認可年月日

平成16年11月18日

3 変更があった事項およびその内容

事務所

変更前 秋田市河辺大張野字山根30番地

変更後 秋田市河辺大張野字山根29番地

代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 武 彦

秋田市河辺大張野字山根30番地

変更後 佐藤 太郎兵衛

秋田市河辺大張野字山根29番地

4 変更年月日

平成21年 1月17日

5 変更の理由

役員改選による。

**秋田市告示第16号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年2月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度国民健康保険税納税通知書

**秋田市告示第17号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年2月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数  
ア 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成21年1月28日
  - (3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後7時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成21年2月26日から平成21年8月26日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

**秋田市告示第18号**

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度市民税・県民税納税変更通知書  
平成19年度市民税・県民税納税変更通知書

**秋田市告示第19号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年2月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
神内町内会
- 2 認可年月日  
平成9年12月22日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 鶴 田 鉦  
秋田市河辺神内字坂ノ下58番地  
変更後 熊 谷 廣 和  
秋田市河辺神内字太田面42番地
- 4 変更年月日  
平成21年1月3日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

**秋田市告示第20号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年2月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
繫自治会
- 2 認可年月日  
平成16年11月12日
- 3 変更があった事項およびその内容  
区域  
変更前 本会の区域は、河辺郡雄和町繫字金輪神、二ノ沢、上繫、十二ヶ沢、脇ノ沢、曾根、宿、上田面、西ノ沢、下モ谷地、上舞台、梵天野、繫、内山および北ノ俣の区域とする。  
変更後 本会の区域は、秋田市雄和繫字金輪神、同市雄和繫字二ノ沢、同市雄和繫字上繫、同市雄和繫字十二ヶ沢、同市雄和繫字脇ノ沢、同市雄和繫字曾根、同市雄和繫字宿、同市雄和繫字上田面、同市雄和繫字西ノ沢、同市雄和繫字下モ谷地、同市雄和繫字上舞台、同市雄和繫字梵天野、同市雄和繫字繫、同市雄和繫字内山および同市雄和繫字北ノ俣の区域とする。

事務所

- 変更前 秋田県河辺郡雄和町繫字北ノ俣34番地2  
変更後 秋田市雄和繫字北ノ俣34番地2

代表者の住所

- 変更前 秋田県河辺郡雄和町繫字曾根58番地  
変更後 秋田市雄和繫字曾根58番地

- 4 変更年月日  
平成17年 1月11日
- 5 変更の理由  
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第21号

平成21年 2月23日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。  
平成21年 2月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 平成20年度秋田市一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分について承認を求める件
- 2 平成20年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）に関する専決処分について承認を求める件
- 3 平成20年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）に関する専決処分について承認を求める件
- 4 平成20年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）に関する専決処分について承認を求める件
- 5 平成20年度秋田市一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分について承認を求める件
- 6 平成20年度秋田市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について承認を求める件
- 7 平成20年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件

秋田市告示第22号

次の参加差押通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該参加差押通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
秋田市南通築地4番9号 アークシティ築地第1 807号  
菊 池 あつ子
- 2 送達する書類名  
参加差押通知書 1通

秋田市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任したので、同項の規定により告示する。

平成21年 2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

会計管理者から出納員への委任

委任を受ける 出 納 員	委 任 事 務
福井 宗親	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金・秋田駅東拠点地区土地区画整理事業換地清算金の徴収に関する事務

秋田市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成21年 2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
川原町内会
- 2 認可年月日  
平成16年12月16日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 村 井 専 一  
秋田市太平中関字川原105番地  
変更後 森 合 久 男  
秋田市太平中関字下館13番地 1
- 4 変更年月日  
平成21年 1月25日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成21年 2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
新大張野町内会
- 2 認可年月日  
平成11年 4月26日
- 3 変更があった事項およびその内容  
事務所  
変更前 秋田市河辺大張野字道ノ下299番地  
変更後 秋田市河辺大張野字道ノ下302番地  
代表者の氏名および住所  
変更前 岩見谷 隆 志  
秋田市河辺大張野字道ノ下299番地  
変更後 高 橋 昇 吉  
秋田市河辺大張野字道ノ下302番地
- 4 変更年月日  
平成21年 1月11日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第26号

平成21年 2月27日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。  
平成21年 2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年 2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ショートステイ とままと	秋田市八橋イサノ一丁目13 番17号	平成21年 1月20日

秋田市告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
稲葉整形外科医院	秋田市新屋扇町6番33号	平成20年 12月31日

秋田市告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
マッサージふれあい心の サービス秋田東店	秋田市横森一丁目16 番23号	平成21年 2月4日

秋田市告示第30号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
  - (1) 担当する医療の種類：眼科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科および腎臓に関する医療

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
社会医療法人明 和会 中通総合病院	医療法人明和 会 中通総合病院	社会医療法人 明和会 中通総合病院	平成21年 2月1日

秋田市告示第31号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年2月26日

秋田市長職務代理者  
秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

- (2) 撤去し、保管した年月日  
平成21年2月1日から平成21年2月15日まで

- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成21年3月12日から平成21年9月12日まで

- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年2月26日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

式田町内会

- 2 認可年月日

平成16年8月26日

- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、秋田市河辺和田字式田のうち357番地1から441番地6を除く区域、字式田下袋、字上野、字石川河原、字下石川および字松沢の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺和田字式田のうち357番地1から441番地6を除く区域、同市河辺和田字式田下袋、同市河辺和田字上野、同市河辺和田字石川河原、同市河辺和田字下石川296番地1から302番地および同市河辺和田字松沢の区域とする。

- 4 変更年月日

平成21年2月8日

- 5 変更の理由

区域の見直しによる。

秋田市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

<p>平成21年 2月26日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長職務代理者 秋田市副市長 飯 塚 明</p> <p>1 変更があった認可地縁団体の名称 黒沼協和会</p> <p>2 認可年月日 平成 5年 1月 6日</p> <p>3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 佐 藤 國 男 秋田市河辺北野田高屋字神田304番地 変更後 山 上 幹 郎 秋田市河辺北野田高屋字神田378番地の 2</p> <p>4 変更年月日 平成21年 2月11日</p> <p>5 変更の理由 役員改選による。</p>	<p>秋田市告示第34号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">平成21年 2月27日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長職務代理者 秋田市副市長 飯 塚 明</p> <p>専決第 8号</p> <p style="text-align: center;">専 決 処 分 書</p> <p>平成20年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件</p> <p>上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。</p> <p style="text-align: center;">平成21年 1月16日</p> <p style="text-align: center;">秋田市長 佐 竹 敬 久</p> <p>平成20年度秋田市一般会計補正予算（第4号） 平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（債務負担行為の補正）</p> <p>第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。</p>
---	--

第1表 債務負担行為補正  
(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
観 光 施 設 整 備 経 費	平成20年度～平成21年度	15,172
勤 労 者 福 祉 施 設 整 備 経 費	平成20年度～平成21年度	12,431
工 業 団 地 環 境 整 備 事 業	平成20年度～平成21年度	25,000
道 路 改 良 事 業	平成20年度～平成21年度	25,500
側 溝 改 良 事 業	平成20年度～平成21年度	140,000
橋 り よ う 整 備 事 業	平成20年度～平成21年度	69,500
生 活 排 水 路 等 環 境 整 備 事 業	平成20年度～平成21年度	5,000
市 営 住 宅 修 繕 経 費	平成20年度～平成21年度	13,311
小 学 校 施 設 等 改 修 経 費	平成20年度～平成21年度	5,500
中 学 校 施 設 等 改 修 経 費	平成20年度～平成21年度	20,800

専決第 9号

専 決 処 分 書

平成20年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件  
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年 1月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）  
平成20年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正  
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
動物園施設整備経費	平成20年度～平成21年度	7,512

専決第10号

専 決 処 分 書

平成20年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件  
上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年1月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成20年度秋田市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり変更する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

限 度 額 587,632千円 10,400千円 598,032千円

専決第11号

専 決 処 分 書

平成20年度秋田市下水道事業会計補正予算(第3号)の件  
上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年1月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年度秋田市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成20年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり変更する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

限 度 額 100,000千円 159,000千円 259,000千円

専決第13号

専 決 処 分 書

平成20年度秋田市一般会計補正予算(第5号)の件  
上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年1月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年度秋田市一般会計補正予算(第5号)

平成20年度秋田市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,143,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 19,945,619	千円 300,000	千円 20,245,619
	1 地方交付税	19,945,619	300,000	20,245,619
歳 入 合 計		114,843,939	300,000	115,143,939

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 18,307,476	千円 300,000	千円 18,607,476
	2 道路橋りょう費	4,919,868	300,000	5,219,868
歳 出 合 計		114,843,939	300,000	115,143,939

専決第15号

専 決 処 分 書

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第6号）の件  
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年 2月 5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定め

るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,543,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		千円 1,940,223	千円 400,000	千円 2,340,223
	2 基金繰入金	1,846,696	400,000	2,246,696
歳 入 合 計		115,143,939	400,000	115,543,939

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 18,607,476	千円 400,000	千円 19,007,476
	2 道路橋りょう費	5,219,868	400,000	5,619,868
歳 出 合 計		115,143,939	400,000	115,543,939

秋田市告示第35号

平成21年 2月23日の「平成21年 2月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年 2月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,245,370千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,789,309千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 20,245,619	千円 20,594	千円 20,266,213
	1 地方交付税	20,245,619	20,594	20,266,213
15 国庫支出金		13,094,141	569,076	13,663,217

	1 国庫負担金	9,692,608	68,318	9,760,926
	2 国庫補助金	3,308,356	500,758	3,809,114
22 市 債		10,901,200	655,700	11,556,900
	1 市債	10,901,200	655,700	11,556,900
歳 入	合 計	115,543,939	1,245,370	116,789,309

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 14,067,056	千円 175,000	千円 14,242,056
	1 総務管理費	11,747,674	175,000	11,922,674
3 民 生 費		32,943,865	6,000	32,949,865
	2 児童福祉費	9,296,861	6,000	9,302,861
10 教 育 費		11,744,229	1,064,370	12,808,599
	2 小学校費	2,717,731	1,064,370	3,782,101
歳 出	合 計	115,543,939	1,245,370	116,789,309

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	定額給付金給付事業	175,000
3 民 生 費	2 児童福祉費	子育て応援特別手当支給事業	6,000
10 教 育 費	2 小学校費	旭南小学校増改築等事業	408,121
		牛島小学校増改築等事業	241,958
		港北小学校増改築等事業	373,651
		小学校耐震補強等事業	106,066

第3表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
小 学 校 費	283,800	655,700	939,500			
計	10,901,200	655,700	11,556,900			

秋田市告示第36号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年2月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類
平成20年度介護保険料納入通知書
平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第37号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同法同条第4項の規定により告示する。

平成21年2月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

指定する道路および道路の部分の区間

Table with columns: 道路の種類, 路線名, 指定の区間(上り), 延長(メートル), 幅員(メートル). Row 1: 1級市道, 千秋久保田町線, 起点 秋田市千秋久保田町4-66地先, 終点 秋田市千秋久保田町4-109地先, 190.00, 20.

※指定の区間の地番表示は、道路の起点から終点に向かって左側境界の敷地地番

秋田市告示第38号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次

のとおり指定したので、同法同条第4項の規定により告示する。

平成21年2月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

指定する道路および道路の部分の区間

Table with columns: 道路の種類, 路線名, 指定の区間(上りおよび下り), 延長(メートル), 幅員(メートル). Row 1: 1級市道, 秋田駅西北一号線, 起点 秋田市中通七丁目105-2地先, 終点 秋田市中通七丁目110-2地先, 134.0, 12~14.

※指定の区間の地番表示は、道路の起点から終点に向かって左側境界の敷地地番

教 委 告 示

秋田市教委告示第2号

平成21年2月20日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年2月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 教育委員会事務の点検・評価に関する件
2 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第3号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

平成21年2月26日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子
記

秋田市指定文化財に指定する物件

Table with columns: 種別, 名称, 員数, 所在地, 住所および氏名又は団体名. Rows: 有形文化財(絵画) 獵夫 1幅, 有形文化財(古文書) 黒澤家日記 148冊.

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年2月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用

自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成5年秋市選管告示第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程

第1条中「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に、「第9条」を「第12条」に、「選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第2条第1項中「又は第6条」を「、第6条又は第9条」に、「又は第7条」を「、第7条又は第10条」に改める。

第3条第1項および第2項中「又は第8条」を「、第8条又は第11条」に改める。

第4条中「又は第7条」を「、第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は第10条」に改める。

第5条第1項中「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を、「選挙運動用ポスター作成証明書」の次に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を、「その他の者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第6条第1項中「又は第8条」を「、第8条又は第11条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を加え、「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書および前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者」に改め、「当該証明書のほかに」を削る。

第1号様式第2条関係その1中

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円

を

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	

に、

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
			借入れ期間等	契約金額
自動車の借入れ	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
運転手の雇用	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円
燃料代	・ ・		リットル	円
	・ ・		リットル	円
	・ ・		リットル	円

を

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
運転手の雇用	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
燃料代	・ ・			円	
	・ ・			円	
	・ ・			円	

に

改め、同様式第2条関係その1備考2中「燃料供給量」を「、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式第2条関係その1備考2の次に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

第1号様式第2条関係その2を第1号様式第2条関係その3とし、第1号様式第2条関係その1の次に次の1様式を加える。

第1号様式（第2条関係・その2）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け

出ます。

年 月 日

(あて先) 秋田市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

㊦

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第2号様式第3条関係その1中「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に、

「3 確認申請金額 円」を  
 「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 4 確認申請金額 円」

に改め、同様式第3条関係その1備考3を同様式第3条関係その1備考4とし、同様式第3条関係その1備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

第2号様式第3条関係その2中「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条」に、「3 確認申請枚数」を「3 確認申請枚数 枚」に改め、同様式第3条関係その2を第2号様式第3条関係その3とし、第2号様式第3条関係その1の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第3条関係・その2)

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

(あて先) 秋田市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者氏名

㊦

下記のとおり選挙運動用ビラ作成枚数につき、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名
  - (1) 住 所
  - (2) 氏名又は名称
  - (3) 法人の代表者氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者が提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第3号様式第3条関係その1中「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に、

「3 確認金額 円」を  
 「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 4 確認金額 円」

に改め、同様式第3条関係その1備考2に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

第3号様式第3条関係その2中「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条」に改め、同様式第3条関係その2を第3号様式第3条関係その3とし、第3号様式第3条関係その1の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第3条関係・その2)

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

秋田市選挙管理委員会 氏 名 ㊦

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求する

ことはできません。

第4号様式第5条関係その1中「使用する」を「使用した」に改め、同様式第5条関係その1備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加える。

第4号様式第5条関係その2中「使用する」を「使用した」に、

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日	リットル	円	
年 月 日	リットル	円	
年 月 日	リットル	円	
年 月 日	リットル	円	
年 月 日	リットル	円	
年 月 日	リットル	円	
年 月 日	リットル	円	

を

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

に

改め、同様式第5条関係その2備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同様式第5条関係その2備考4を同様式第5条関係その2備考6とし、同様式第5条関係その2備考3を同様式第5条関係その2備考5とし、同様式第5条関係その2備考2中「証明書」の次に「および給油伝票の写し」を加え、同様式第5条関係その2備考2を同様式第5条関係その2備考4とし、同様式第5条関係その2備考1の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄および「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第4号様式第5条関係その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式第5条関係その3備考1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式第5条関係その3備考2から6までを同様式第5条関係その3備考3から7までとし、同様式第5条関係その3備考1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

第5号様式第5条関係中「作成する」を「作成した」に改め、

同様式第5条関係備考1中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加え、同様式第5条関係を第5号様式第5条関係その2とし、同様式第5条関係その2の前に次の1様式を加える。

第5号様式（第5条関係・その1）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日  
年 月 日執行 選挙  
候補者氏名 ㊟

住 所	
氏名又は名称	
法人の代表者氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数およびそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。  
(1) 枚数 16,000枚  
(2) 限度額 7円30銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額（1円未満の端数は切り上げる。）

第6号様式第6条関係その1中「秋田市議会議員選挙および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に、「5 銀行名、口座名および口座番号」を

「5 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名	本・支店名
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号
ふりがな	
口座名	

に

改め、同様式第6条関係その1備考1中「燃料代について候補者から受領した自動車燃料代確認書および選挙運動用自動車使用証明書」を「候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書および給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量および燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）」に改

め、同様式第6条関係その1備考2の次に次のように加える。

- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

第6号様式第6条関係その2中「秋田市議会議員選挙および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第8条」を「秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条」に、「5 銀行名、口座名および口座番号」を「5 金融機関名、口座名および口座番号」

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	.....		
口座名	.....		

改め、同様式第6条関係その2を第6号様式第6条関係その3とし、第6号様式第6条関係その1の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第6条関係・その2）  
 請 求 書  
 年 月 日

（あて先）秋田市長  
 住 所  
 氏名又は名称  
 法人の代表者氏名 ㊦

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名および口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	.....		
口座名	.....		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書および選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選

挙における選挙運動の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秋市選管告示第2号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成21年2月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和34年秋市選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 文書図面の撤去命令（第8条―第11条）」を「第3章の2 ビラの届出等および証紙（第8条―第10条）第4章 文書図面の撤去命令（第11条）」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 ビラの届出等および証紙

（ビラの届出等）

第8条 秋田市長の選挙における法第142条（文書図画の頒布）第1項第6号の規定による届出は、別記第2号様式の3によってしなければならない。

2 秋田市長の選挙における法第142条（文書図画の頒布）第7項の規定による証紙の交付を受けようとする候補者は、別記第2号様式の4によって申請しなければならない。  
（証紙）

第9条 秋田市長の選挙において法第142条（文書図画の頒布）第7項の規定により委員会が交付する証紙は、別記第2号様式の5による。  
（証紙の交付）

第10条 前条に規定する証紙は、第8条の規定によるビラの届出書又は証紙の交付申請書を受領した後直ちに交付する。  
第2号様式の2の次に次の3様式を加える。

第2号様式の3（選挙運動用ビラの届出書）

選挙運動用ビラの届出書

平成 年 月 日執行の秋田市長選挙において公職選挙法第142条第1項第6号の規定により頒布するビラは、別添見本のとおりでありますから届け出ます。

平成 年 月 日  
 候補者氏名 ㊦

（あて先）秋田市選挙管理委員会委員長  
 委員長（氏名）

第2号様式の4（ビラ証紙交付申請書）

ビラ証紙交付申請書

平成 年 月 日執行の秋田市長選挙において公職選挙法第142条第7項の規定による証紙の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

証紙申請交付枚数 枚

平成 年 月 日  
候補者氏名 ㊟

（あて先）秋田市選挙管理委員会委員長  
委員長（氏名）

第2号様式の5（証紙）

平成何年何月何日執行 秋田市長選挙
選挙運動用ビラ
番号
秋田市選管

備考

- 1 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 2 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第3号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 2月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 金 持 巽

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項および様式第2号中「（白黒に限る。）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第4号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成21年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供する。

平成21年 2月20日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 金 持 巽

- 1 期間 平成21年 2月23日から  
平成21年 3月 9日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8時30分から午後 5時まで

秋市選管告示第5号

秋田市長の退職の申立てに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条の規定により秋田市長の選挙を行うべき事由が生じたので、同法第199条の5第4項の規定により告示する。

平成21年 2月23日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 金 持 巽

秋市選管告示第6号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、雄和土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成21年 2月24日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 金 持 巽

- 1 選挙の期日 平成21年 3月 3日
- 2 投票の時間 午前 9時から午後 3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
  - 第1選挙区 7人
  - 第2選挙区 4人
  - 第3選挙区 4人
  - 第4選挙区 6人
  - 第5選挙区 3人
  - 第6選挙区 6人

秋市選管告示第7号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同施行令第8条第7項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成21年 2月24日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 金 持 巽

雄和土地改良区総代総選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区分	住 所	氏 名
第1選挙区	選挙長	秋田市雄和新波字清水木131番地	工 藤 久 幸
	職務代理者	秋田市雄和新波字竹ノ花14番地	種 村 宣 大
	選挙立会人	秋田市雄和新波字清水木40番地	工 藤 一 善

	選挙 立会人	秋田市雄和新波字清水 木121番地	工藤宗一
第2 選挙区	選挙長	秋田市雄和左手子字前 谷地128番地	佐々木良英
	職務 代理者	秋田市雄和向野字佛ノ 前48番地	吉田一彦
	選挙 立会人	秋田市雄和向野字築土 手15番地	浅野勉
	選挙 立会人	秋田市雄和向野字源藤 太郎185番地2	池田孝賢
第3 選挙区	選挙長	秋田市雄和繋字宿132 番地	齊藤一
	職務 代理者	秋田市雄和繋字脇ノ沢 90番地	工藤正
	選挙 立会人	秋田市雄和繋字十二ヶ 沢38番地	工藤重作
	選挙 立会人	秋田市雄和繋字上繁1 番地	鈴木章
第4 選挙区	選挙長	秋田市雄和神ヶ村字中 村35番地	神田一雄
	職務 代理者	秋田市雄和神ヶ村字上 開28番地	菅野一吉
	選挙 立会人	秋田市雄和神ヶ村字上 開183番地	福原昭夫
	選挙 立会人	秋田市雄和神ヶ村字西 脇43番地	佐々木一男
第5 選挙区	選挙長	秋田市雄和碓田字宮ノ 前63番地	齊藤均
	職務 代理者	秋田市雄和碓田字中村 73番地2	那須吉久
	選挙 立会人	秋田市雄和碓田字クネ ソエ96番地	那須満郎
	選挙 立会人	秋田市雄和碓田字梵天 野103番地	那須新一
第6 選挙区	選挙長	秋田市雄和萱ヶ沢字杉 菜沢3番地	加藤利光
	職務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字比 丘屋敷40番地	打矢正行
	選挙 立会人	秋田市雄和萱ヶ沢字船 引沢14番地2	京極秋雄
	選挙 立会人	秋田市雄和萱ヶ沢字館 ノ腰149番地	京極藤美

秋市選管告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成21年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成21年2月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 金 持 巽

- 1 期間 平成21年3月3日から

平成21年3月7日まで

- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

平成21年2月16日午後2時 雄和市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年2月9日

- 秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
- 1 案件 秋田市添川字添川24番地 荻原勝悦外1名の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外33件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成21年2月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
辻 島 設 備	辻島 一文	仙北郡美郷町野中字押切89-2

- 2 指定年月日

平成21年2月17日

秋田市上下水道局告示第4号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成21年2月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
辻 島 設 備	辻島 一文	仙北郡美郷町野中字押切89-2

- 2 指定期間

平成21年2月17日から平成24年2月16日

秋田市上下水道局告示第5号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示す

る。

平成21年 2月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
山 建 開 発 株 式 会 社	山内 達男	秋田市横森五丁目21番 9 号

2 指定期間

平成21年 2月19日から平成24年 2月18日

## 選 挙 長 告 示

選挙長告示第 1 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成21年 2月24日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 工 藤 久 幸
- 第 2 選挙区選挙長 佐々木 良 英
- 第 3 選挙区選挙長 齊 藤 一
- 第 4 選挙区選挙長 神 田 一 雄
- 第 5 選挙区選挙長 齊 藤 均
- 第 6 選挙区選挙長 加 藤 利 光

1 場所 秋田市雄和新波字竹ノ花55番地  
雄和土地改良区事務所

2 日時 平成21年 2月24日 午前 8 時30分から午後 5 時  
平成21年 2月25日 午前 8 時30分から午後 5 時

選挙長告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成21年 2月24日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 工 藤 久 幸
- 第 2 選挙区選挙長 佐々木 良 英
- 第 3 選挙区選挙長 齊 藤 一
- 第 4 選挙区選挙長 神 田 一 雄
- 第 5 選挙区選挙長 齊 藤 均
- 第 6 選挙区選挙長 加 藤 利 光

選挙長告示第 3 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第 1 選挙区において届出のあった候補者が 7 人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 工 藤 久 幸

選挙長告示第 3 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第 2 選挙区において届出のあった候補者が 4 人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 2 選挙区選挙長 佐々木 良 英

選挙長告示第 3 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第 3 選挙区において届出のあった候補者が 4 人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 3 選挙区選挙長 齊 藤 一

選挙長告示第 3 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第 4 選挙区において届出のあった候補者が 6 人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 4 選挙区選挙長 神 田 一 雄

選挙長告示第 3 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第 5 選挙区において届出のあった候補者が 3 人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 5 選挙区選挙長 齊 藤 均

選挙長告示第 3 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙について、第 6 選挙区において届出のあった候補者が 6 人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 6 選挙区選挙長 加 藤 利 光

選挙長告示第 4 号

平成21年 3月 3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成21年 2月25日

雄和土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 工 藤 久 幸
- 第 2 選挙区選挙長 佐々木 良 英
- 第 3 選挙区選挙長 齊 藤 一
- 第 4 選挙区選挙長 神 田 一 雄
- 第 5 選挙区選挙長 齊 藤 均

第6選挙区選挙長 加 藤 利 光

- 1 場所 秋田市雄和新波字本屋敷1番地1  
新あきた農協大正寺支店
- 2 日時 平成21年3月4日 午後2時から

## 公 告

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**1 入札に付する事項**

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
工 労 第 2 号 チャレンジオフィス あきた空調・給排水 設備保守点検業務委 託	秋田市土崎港西三丁目9番 15号	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	①建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務実績が過去5年の間に3年以上あること。 ②緊急時の体制が整備されていること。 ③秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していること。 ④危険物取扱者乙種4類の免状の交付を受けている者を2人以上配属していること。 ⑤租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

**2 入札に関する事項**

入札の日時 平成21年3月3日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市土崎港西三丁目9番15号  
チャレンジオフィスあきた3階「多目的室(大)」

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年3月9日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

**3 入札参加申し込みに関する事項**

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年2月12日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務契約状況調査(入札に参加しようとする者が、建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務実績が過去5年の間に3年以上あることを証するもの(契約書の写しおよび施工内容の確認できる資料を添付))

ウ 危険物取扱者乙種4類の免状の交付を受けている者を2人以上配属していることを証するもの、および当該人が従業員であることを証するもの

エ 緊急時の体制について明確にしたもの

オ 納税証明書

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出、もしくは入札に参加しようとする者が秋田市の平成20年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されている場合は、登録を証するものの写しの提出でも可

カ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明するもの(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月3日(火)から平成21年2月12日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時30分まで

イ 受付場所

秋田市商工部工業労政課 企業振興担当

ウ 申請用紙

秋田市商工部工業労政課又は秋田市ホームページから入

- 手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
  - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年2月18日(水)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項
- (1) 閲覧・貸出期間は、平成21年2月2日(月)から平成21年2月27日(金)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時30分までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所分館1階  
秋田市商工部工業労政課企業振興担当
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市商工部工業労政課企業振興担当  
電話 018-866-2114

秋田市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第19条第1項の規定により、秋田県知事から送付を受けた、中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区および設計の概要を表示する図書を、同条第4項の規定により公衆の縦覧に供するので、同法施行令（昭和44年政令第232号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

平成21年2月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧期間 平成21年2月6日から都市再開発法第45条第6項又は同法第100条の公告の日まで
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市勢活性化推進本部
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで  
(土曜日、日曜日、祝日および閉庁日は除く。)

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教文館 第3号 秋田市文化会館 管理業務委託	秋田市山王七丁目3番1号	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	次の1と2の要件をいずれも満たすこと。 1 秋田市の平成20年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていること。 次の登録業種のすべてに登録されていること。 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 8 建築物環境衛生総合管理業 2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍していること。 ① 第3種電気主任技術者 ② 第一種電気工事士 ③ 第二種電気工事士 ④ 一級ボイラー技士 ⑤ 二級ボイラー技士 ⑥ 甲種又は乙種（第4類）危険物取扱者 ⑦ 第三種冷凍機械責任者
教文館 第8号 秋田市文化会館 空調衛生設備保守点 検業務委託	秋田市山王七丁目3番1号	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	次の1又は2の条件を満たし、かつ3の実績があること。 1 秋田市に管工事A級登録していること。 2 秋田市に管工事登録している見外業者で、秋田市内に本市と契約することができる営業所等を有していること。 3 過去5年間に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める特定建築物において、同種の業務を受託していること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中、又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年3月11日(水)

教文館 第3号 午前10時

教文館 第8号 午後1時30分

入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館 5階 第5会議室

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年3月17日(火) (予定)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
  - (4) 地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年2月18日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 管理業務委託の申込者
    - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1（省略））
    - (イ) 入札参加要件2の①から⑦免状の写し
    - (ウ) 入札参加要件2の在籍を証明できる書類
  - イ 空調衛生設備保守点検業務委託の申込者
    - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1（省略））
    - (イ) 実績調書（様式2（省略））
- (2) 申込書等の提出
 

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
 

申込書等は、次のとおり受け付ける。

  - ア 受付期間
 

平成21年2月9日(月)から平成21年2月18日(水)までの午前9時から午後5時まで
  - イ 受付場所
 

秋田市文化会館 施設担当
  - ウ 申請用紙
 

秋田市文化会館、又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月6日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月9日(月)から平成21年2月18日(水)までの午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市文化会館

住所 秋田市山王七丁目3番1号  
1階事務所内

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市文化会館 施設担当  
電話 018-865-1191

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年11月17日付け秋田市指令第9146号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年2月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市山王三丁目3番18号  
大和ハウス工業株式会社 秋田支店  
支店長（支配人） 柴 田 正 樹
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市川元山下町77番1の内

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年11月27日付け秋田市指令第9263号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年2月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
仙台市青葉区上杉一丁目4番13号  
株式会社 S. P. A.  
代表取締役 大 澤 修 一
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市広面字堤敷34番1、35番1、36番1 および37番1

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定による緑地協定の認可の申請があったので、同法第46条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成21年2月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田四丁目E地区緑地協定
- 2 緑地協定区域 秋田市御所野地蔵田四丁目27番1から27番7まで  
秋田市御所野地蔵田四丁目28番1から28番13まで  
秋田市御所野地蔵田四丁目29番1から29番10まで  
秋田市御所野地蔵田四丁目30番1から30番3まで

計33筆

- 3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部公園課

- 4 縦覧期間  
公園施設管理センター  
平成21年2月10日から  
平成21年2月23日まで  
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

秋田市公告

大規模小売店舗舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年2月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

オリックス不動産株式会社 代表取締役 山 谷 佳 之  
東京都港区浜松町二丁目4番1号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 グランマート手形店  
イ 所在地 秋田県秋田市手形休下町102番地3外3第

- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(ア) 変更前 オリックス不動産株式会社  
代表取締役 西 名 弘 明

(イ) 変更後 オリックス不動産株式会社  
代表取締役 山 谷 佳 之

- (4) 変更年月日

平成21年1月1日

- (5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名変更のため

2 届出年月日 平成21年1月22日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課  
(2) 縦覧期間 平成21年2月10日～平成21年6月10日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所  
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行う平成20年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

平成21年2月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	2月26日 3月3日 3月13日
	3月17日 3月25日 3月26日
ア ル ヴ ェ	3月10日
土 崎 公 民 館	3月6日 3月18日 3月24日
新 屋 支 所	3月19日
南 部 公 民 館	2月27日 3月5日 3月11日
東 部 公 民 館	3月12日
御野場地域センター	3月4日 3月19日
河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー	3月12日 3月24日
雄 和 公 民 館	2月27日

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者  
(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの  
(3) 明らかな発熱を呈している者  
(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者  
(6) 下痢をしている者  
(7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者  
(8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者  
(9) その他、医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者  
(2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者  
(3) 接種しようとする接種液の成分(培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン)に対して、アレルギーを呈するおそれのある者  
(4) 今までにけいれんを起こしたことがある者  
(5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

7 予防接種料金

無料

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成20年12月5日付け秋田市指令第9302号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年2月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市外旭川字野村178番地

三 浦 謙 吉

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市外旭川字野村186番2、187番2、188番2、189番2、  
190番2、186番2地先道路および186番2地先水路

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎・八橋別館消防用設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目1番1号他
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①消防設備士（第1、3、4、5、6類）の資格者が2名以上在籍していること。 ②消防用設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④租税に滞納がないこと。 ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月6日(金) 午後1時50分
場 所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年3月12日(木)まで

## 2 注意事項

## (1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）

ウ 消防設備士（第1、3、4、5、6類）の資格者が2名以上在籍していることを証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

## (2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

## (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

## 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午ま

- でおよび午後 1時から午後 5時まで
- (2) 閲覧・貸出場所  
秋田市役所 3階 財政部管財課 庁舎管理担当
- 4 その他
- (1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年 2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎重油ボイラー設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号他
(4) 履 行 期 間	平成21年 4月 1 日から平成22年 3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を有していること。 ②ボイラー設備の保守又は施工に関し、過去 2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④租税に滞納がないこと。 ⑤地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年 2月13日(金)から平成21年 2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から正午までおよび午後 1時から午後 5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年 2月27日(金)までに F A Xで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年 3月 6 日(金) 午後 1時30分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年 3月12日(木)まで

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて
- 本入札に参加を希望する方は、平成21年 2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。
- ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書
- イ 過去 2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）
- ウ ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を証明できるもの
- エ 納税証明書（写し可）
- 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
  - 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
  - 秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

- オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- カ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。
- キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。
- (2) 指名および非指名通知について
- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。
- ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行います。
- (3) 入札について
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もっ

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当

4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎ガスボイラー設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目1番1号
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を有していること。 ②ガスボイラー設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④租税に滞納がないこと。 ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月6日(金) 午前11時30分
場 所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年3月12日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）

ウ ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資

産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参

加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧・貸出場所

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市議場棟空調設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目1番1号
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①空調設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ②秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ③租税に滞納がないこと。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月6日(金) 午前11時10分
場 所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年3月12日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

- ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書
  - イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）
  - ウ 納税証明書（写し可）
    - ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
    - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
    - ・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資

秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当

4 その他

- (1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市財政部管財課 庁舎管理担当  
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

- エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- オ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。
- カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。
- (2) 指名および非指名通知について
  - ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。
  - イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。
  - ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当

4 その他

- (1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市財政部管財課 庁舎管理担当  
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎受変電設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目1番1号他
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①電気主任技術者の資格を有していること。 ②受変電設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④租税に滞納がないこと。 ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月6日(金) 午前10時50分
場 所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年3月12日(休)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書
- イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）
- ウ 電気主任技術者の資格を証明できるもの
- エ 納税証明書（写し可）
  - ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
  - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

- オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- カ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。
- キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。
- (2) 指名および非指名通知について
  - ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方

に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当

4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎機械・冷房設備および八橋別館冷房設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目1番1号他
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①機械・冷房設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ②秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ③租税に滞納がないこと。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月6日(金) 午前10時30分
場 所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年3月12日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

(2) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。
- ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。
- (3) 入札について
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。
- 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧・貸出場所  
秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当
- 4 その他
- (1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市財政部管財課 庁舎管理担当  
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に関する事項

(1) 委託業務名	秋田市消防庁舎電気・機械・空調設備保守点検整備業務
(2) 仕様書	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市山王一丁目1番1号
(4) 履行期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入札参加要件	①電気・機械・空調設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ②秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ③租税に滞納がないこと。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指名(非指名)通知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入札	
日時	平成21年3月6日(金) 午前10時10分
場所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入札保証金	免除
(9) 契約日	落札日から平成21年3月12日(木)まで

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて
- 本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書
- イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）
- ウ 納税証明書（写し可）
- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
  - ・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- オ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。
- カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるもの

- は受け付けいたしません。
- (2) 指名および非指名通知について
- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。
- ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。
- (3) 入札について
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

- 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧・貸出場所  
秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当
- 4 その他
- (1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市財政部管財課 庁舎管理担当  
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎構内駐車場整理業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目1番1号他
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①警備業の認定および、警備員指導教育責任者の資格を有していること。 ②駐車場整理業務に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④租税に滞納がないこと。 ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月6日(金) 午前9時50分
場 所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年3月12日(木)まで

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて
- 本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書
- イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）
- ウ 警備業の認定および警備員指導教育責任者の資格を証明

できるもの

- エ 納税証明書（写し可）
- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
  - ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
  - ・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場

合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もつ

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧・貸出場所  
秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当

4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市財政部管財課 庁舎管理担当  
電話 018-866-2053

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募します。

平成21年2月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎・八橋別館廃棄物収集・運搬業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目1番1号他
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①秋田市の一般廃棄物収集運搬業務の許可業者であること。 ②租税に滞納がないこと。 ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所財政部管財課 庁舎管理担当
(7) 指 名 (非指名) 通 知	平成21年2月27日(金)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月6日(金) 午前9時30分
場 所	秋田市山王一丁目2番35号 秋田市役所山王別館2階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成21年3月12日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、平成21年2月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」といいます。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者であることを証明できるもの

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』

の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）（写し可）

オ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けいたしません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年2月13日(金)から平成21年2月23日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市役所3階 財政部管財課 庁舎管理担当

4 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課 庁舎管理担当

電話 018-866-2053

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成21年2月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照）

ア 太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託

イ 太平山自然学習センター設備保守点検業務委託

ウ 太平山自然学習センター食事提供等業務委託

(2) 委託場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ227-1）

(3) 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日

(4) 入札参加要件

ア 当センターと同規模程度の施設で当該業務に実績があること。

イ 秋田市内に本社・支店・営業所等を有していること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

オ 本市の指名停止又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成21年3月11日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成21年3月12日から17日の間

(5) 入札時の注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 受付期間

平成21年2月17日(火)から平成21年2月25日(水)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、2月23日は休館日のため不可

(2) 受付場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」

(3) 提出書類（各証明書類は直近のもの。提出時は写しでも可）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務実績調書（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 納税証明書（秋田市に納税していること。）

(ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）

(イ) 法人市民税（市役所の市民税課で発行）

(ウ) 固定資産税（市役所の資産税課で発行）

(エ) 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

(4) その他

ア 申込書等は当センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成21年3月5日(木)にFAXで送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 太平山自然学習センター「まんたらめ」  
 電話 018-827-2171

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	履 行 場 所	期 間	入 札 参 加 要 件
秋田市立学校(旧秋田市地区)ごみ収集、運搬業務	秋田市立学校(旧秋田市地区)	平成21年4月1日～平成22年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者のうち①から④の要件をすべて満たす者</li> <li>①秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者</li> <li>②塵芥車を3台以上保有し、従業員のうち運転手が3人以上いる者</li> <li>③資源化物(ビン・缶・古紙等)を収集するトラックを保有する者</li> <li>④租税に滞納がないこと。</li> </ul>
秋田市立学校(河辺・雄和地区)ごみ収集、運搬業務	秋田市立学校(河辺・雄和地区)	平成21年4月1日～平成22年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者のうち①から④の要件をすべて満たす者</li> <li>①秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者</li> <li>②塵芥車を1台以上保有し、従業員のうち運転手が1人以上いる者</li> <li>③資源化物(ビン・缶・古紙等)を収集するトラックを保有する者</li> <li>④租税に滞納がないこと。</li> </ul>

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年3月10日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年3月12日(木)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

- ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
- ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定資産税・個人市民税は、平成20年度のもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- ※個人営業の方で、個人市民税が非課税の場合は非課税証明書
- エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)
- オ 秋田市一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

- (2) 申込書の提出  
 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務の2つの業務に応募する場合、イからオの申込書は、各1部でよいものとする。
- (3) 申込書の受け付け  
 申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間  
 平成21年2月17日(火)から平成21年2月27日(金)までの土日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
 秋田市教育委員会総務課 企画経理担当
- ウ 申込用紙  
 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年2月27日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
  - イ 営業経歴書(様式2(省略))
  - ウ 納税証明書
    - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月3日(火)に行く。

#### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月17日(火)から平成21年2月27日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

#### 6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 初回の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課 企画経理担当  
電話 018-826-9023

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託名 下新城児童室管理業務
- (2) 委託場所 下新城児童室（下新城小学校内）
- (3) 委託内容 下新城小学校玄関に管理人を配置し、来校者へ対応するとともに、校舎内外の巡回等を行う。
- (4) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで  
日曜日、祝日、年末年始および児童室の臨時休館日を除く。  
ただし、児童室が開館するときは、この限りではない。

#### (5) 入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 児童の健全育成を目的とする児童室の特殊性を認識し、本業務を適切に遂行するに足る能力を有する者であること。
- ウ 租税に滞納がないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

#### 2 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年3月11日(水) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 契約日 平成21年3月13日(金)
- (4) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

#### 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年3月3日(火)午後4時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 営業経歴書（様式2（省略））
- ウ 納税証明書 ※写し可能
- (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能

#### (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

平成21年2月17日(火)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く、毎日午前9時から午後4時まで

#### イ 受付場所

秋田市教育委員会生涯学習室

#### ウ 申込用紙

秋田市教育委員会生涯学習室もしくは秋田市ホームページから入手すること。

#### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年3月6日(金)に行く。

#### 5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年2月17日(火)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会生涯学習室

#### 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会生涯学習室 青少年担当  
電話 018-826-9048

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

公募する。

平成21年2月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
第17号 河辺学校給食センター調理業務委託	秋田市河辺和田 字上中野401-5	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	① 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、平成21年1月1日現在秋田市において健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設での調理経験年数が、過去5年間に於いて通算3年以上であること。 ② 平成21年1月1日現在において、学校給食についての調理業務の経験年数が、過去5年間に於いて3年以上であること。 ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。 ④ 租税に滞納がないこと。
第18号 雄和学校給食センター調理業務委託	秋田市雄和妙法 字上大部79-1	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	
第19号 御所野小学校・御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	秋田市御所野元 町五丁目1番1号	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	

2 現地説明会に関する事項

(1) 説明会の日時および場所

委託番号・委託名	説明会の日時	説明会の場所
第17号 河辺学校給食センター調理業務委託	平成21年2月26日(木) 午後4時30分	秋田市河辺和田字上中野401-5 河辺学校給食センター
第18号 雄和学校給食センター調理業務委託	平成21年2月24日(火) 午後4時	秋田市雄和妙法字上大部79-1 雄和学校給食センター
第19号 御所野小学校・御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	平成21年2月25日(水) 午後4時30分	秋田市御所野元町五丁目1番1号 御所野小学校・御所野学院中学校共同調理場 (御所野小学校内)

(2) 説明会時の注意事項

ア 平成21年2月10日以降に実施した腸内細菌検査証明書（腸内細菌・キャンピロバクター・腸管出血性大腸菌）を持参すること。

イ 白衣・帽子・調理室専用上履きを持参すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時

委託番号・委託名	入札日時	入札会場
第17号 河辺学校給食センター調理業務委託	平成21年3月10日(火) 午後2時	秋田市山王二丁目1番53号 秋田市山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第18号 雄和学校給食センター調理業務委託	平成21年3月10日(火) 午後2時10分	秋田市山王二丁目1番53号 秋田市山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第19号 御所野小学校・御所野学院中学	平成21年3月10日(火) 午後2時20分	秋田市山王二丁目1番53号 秋田市山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」

校共同調理場調理業務委託	分	員会室
--------------	---	-----

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約日 平成21年3月16日(月)

(4) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 入札参加申込および入札参加資格申告に関する事項

(1) 本入札に参加を希望するものは、平成21年2月27日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 公募型指名競争入札参加資格申告書（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書（写し可能）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

オ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可能

## (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成21年2月17日(火)から平成21年2月27日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで

## イ 受付場所

秋田市山王二丁目1番53号 秋田市山王21ビル3階  
秋田市教育委員会学事課

## ウ 申請用紙

秋田市教育委員会学事課もしくは秋田市役所ホームページから入手すること。

## 5 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年3月4日(水)に行う。

## 6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年2月17日(火)から平成21年2月27日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

## 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市教育委員会学事課 保健給食担当  
電話 018-866-2243

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市立小学校警備業務委託
- (2) 委託場所 秋田市立小学校(47校)
- (3) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで  
常駐は平成21年4月6日からとする。  
土曜日・日曜日・祝日および夏季・秋季・冬季・春季休業期間等を除く。ただし、学校で必要とした場合はこの限りではない。
- (4) 入札参加要件  
ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。  
イ 常駐警備について、過去3年以内に秋田県内の法人や自治体での受注実績があること。  
ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

エ 警備業法(昭和47年法律第117号)第3条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。

オ 租税に滞納がないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年3月10日(火) 午後3時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号  
秋田市山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年3月13日(金)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年2月27日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))  
イ 営業経歴書(様式2(省略))  
ウ 納税証明書  
    (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)  
    (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)  
    (ウ) 秋田市に納めた固定資産税  
        ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
        ※納税証明書(写し可能)に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)※写し可能

オ 警備業認定書の写し

- (2) 申込書等の提出  
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成21年2月17日(火)から平成21年2月27日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで

## イ 受付場所

秋田市山王二丁目1番53号 秋田市教育委員会学事課

## ウ 申請用紙

秋田市教育委員会学事課もしくは秋田市役所ホームページから入手すること。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年3月4日(水)に行う。

## 5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年2月17日(火)から平成21年2月27日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市教育委員会学事課 保健給食担当  
電話 018-866-2243

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市立河辺学校給食センター・雄和学校給食センターごみ収集運搬業務委託
- (2) 委託場所 秋田市立河辺学校給食センター、秋田市立雄和学校給食センター
- (3) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 入札参加要件  
ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、秋田市一般廃棄物(ごみ)収集許可業者であること。  
イ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。  
ウ 租税に滞納がないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年3月10日(火) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号  
秋田市山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年3月16日(月)
- (5) 注 意 事 項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成21年2月27日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))  
イ 営業経歴書(様式2(省略))  
ウ 納税証明書  
    (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)  
    (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)  
    (ウ) 秋田市に納めた固定資産税  
        ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
        ※納税証明書(写し可能)に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可  
エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票) ※写し可能
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時まで

## イ 受付場所

秋田市山王二丁目1番53号 秋田市教育委員会学事課

## ウ 申請用紙

秋田市教育委員会学事課もしくは秋田市役所ホームページから入手すること。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年3月5日(水)に行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)までの土曜日および日曜日、祝日を除く、毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市教育委員会学事課 保健給食担当  
電話 018-866-2243

## 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入

札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市雄和地域活動センター管理業務委託  
 (2) 委託場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1  
 秋田市雄和地域活動センター  
 (3) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。  
 (2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であり、過去2年以内に秋田県内の自治体での同等な業務の受注実績があること。  
 (3) 租税に滞納がないこと。  
 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。  
 (5) 秋田市の指名停止期間中、又は入札参加資格停止期間中でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年3月10日(火) 午後3時30分  
 (2) 場 所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1  
 秋田市雄和市民センター 1階会議室

(3) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 入札保証金に関する事項

免除する。

5 入札の無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。  
 (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

6 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加者は、平成21年2月26日(木)までに次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で、「その3・未納税額のない証明用」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各領収書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付してい

る場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。

エ 登記事項証明書(個人営業の方は住民票)

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月18日(木)から平成21年2月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市雄和妙法字上大部48番地1

秋田市雄和市民センター総務班

ウ 申請用紙

秋田市雄和市民センター総務班もしくは秋田市ホームページから入手すること。

7 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年3月3日(火)午前に行う。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年2月18日(木)から平成21年2月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧場所 秋田市雄和市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。

- (3) 問い合わせ先

秋田市雄和市民センター総務班

電話 018-886-5535

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市雄和市民センター空調機器保守点検整備業務委託

- (2) 仕 様 書 別紙のとおり

- (3) 委託場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1  
 秋田市雄和市民センター

- (4) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 入札参加要件

- (1) 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。

- (2) 秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。

- (3) 秋田市の平成20年度建設工事登録業者名簿の管工事に登録

されている者であり、これまでに秋田県内の法人や自治体で同種の業務委託の受注実績があること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中、又は入札参加資格停止期間中でないこと。

### 3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年3月10日(火) 午後2時
- (2) 場 所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1  
秋田市雄和市民センター 1階 会議室
- (3) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 4 入札保証金に関する事項

免除する。

### 5 入札の無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

### 6 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加者は、平成21年2月26日(木)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 実績調書（様式2（省略））

#### (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。

#### (3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

平成21年2月18日(水)から平成21年2月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

#### イ 受付場所

秋田市雄和妙法字上大部48番地1  
秋田市雄和市民センター総務班

#### ウ 申請用紙

秋田市雄和市民センター総務班もしくは秋田市ホームページから入手すること。

### 7 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、非指名通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知は、平成21年3月3日(火)に通知する。

### 8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

#### (1) 閲覧期間

平成21年2月18日(水)から平成21年2月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

#### (2) 閲覧場所

秋田市雄和市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

### 9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市雄和市民センター総務班  
電話 018-886-5535

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市河辺市民センター冷房用設備保守点検整備業務委託
- (2) 仕 様 書 別紙のとおり
- (3) 委託場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2  
秋田市河辺市民センター
- (4) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

#### 2 入札参加要件

- (1) 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。
- (2) 秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。
- (3) 秋田市の平成20年度建設工事登録業者名簿の電気工事又は管工事に登録されている者であり、これまでに秋田県内の法人や自治体で同種の業務委託の受注実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

### 3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年3月10日(火) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2  
秋田市河辺市民センター第1会議室（河辺市民センター2階）

#### (3) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

#### 4 入札保証金に関する事項

免除

#### 5 入札の無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 6 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 入札参加者は、平成21年2月26日(木)までに次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 実績調書(様式2(省略))
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
平成21年2月18日(水)から平成21年2月26日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2  
秋田市河辺市民センター総務班
- ウ 申請用紙  
秋田市河辺市民センター総務班もしくは秋田市ホームページから入手すること。
- 7 指名に関する事項
- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合があります。その者には、非指名通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および非指名通知は、平成21年3月3日(火)までに通知する。
- 8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成21年2月18日(水)から平成21年2月26日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市河辺市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。
- 9 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市河辺市民センター総務班  
電話 018-882-5222

#### 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託名 秋田市河辺地域活動センター管理業務委託
- (2) 委託場所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2  
秋田市河辺地域活動センター
- (3) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

#### 2 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
- (2) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であり、過去2年以内に秋田県内の自治体での同等な業務の受注実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- (5) 秋田市の指名停止期間中、又は入札参加資格停止期間中でないこと。

#### 3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年3月10日(火) 午前11時
- (2) 場 所 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2  
秋田市河辺市民センター 2階第1会議室
- (3) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行は2回を限度とする。

#### 4 入札保証金に関する事項

免除する。

#### 5 入札の無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

#### 6 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加者は、平成21年2月26日(木)までに次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 営業経歴書(様式2(省略))
- ウ 納税証明書
- (ア) 消費税(税務署で「その3・未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は、個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税  
※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書に代わって、各領収書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可とする。
- エ 登記事項証明書(個人営業の方は住民票)
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月18日(水)から平成21年2月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2  
秋田市河辺市民センター総務班

ウ 申請用紙

秋田市河辺市民センター総務班もしくは秋田市ホームページから入手すること。

7 指名に関する事項

- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年3月3日(火)午前に行う。

8 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年2月18日(水)から平成21年2月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市河辺市民センター総務班又は秋田市ホームページとする。

9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市河辺市民センター総務班  
電話 018-882-5221

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成20年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田赤十字乳児院	2月24日

※ただし、施設入所者に限る。

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者

(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(6) 下痢をしている者

(7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者

(8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者

(9) その他、医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

(4) 今までにけいれんを起こしたことがある者

(5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

7 予防接種料金

無料

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第1項の規定に基づき、建築協定の変更認可申請があったので、同法第74条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該協定書に関係人の縦覧に供する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所 秋田市桜ガ丘一丁目15-2  
氏名 秋田市桜ガ丘町内会  
会長 小 林 喜 徳
- 2 建築協定の名称 秋田市「ハイタウン桜」団地建築協定
- 3 建築協定の区域 秋田市桜ガ丘一丁目、二丁目および三丁目地内
- 4 縦覧期間 平成21年2月19日から同年3月10日まで。  
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- 6 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部建築指導課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名	環境委託第40号 秋田市総合環境センター 消防設備点検委託
(2) 仕様書	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
(4) 履行期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入札参加要件	①工場等の特殊な消防設備の点検実績があり、本業務の施工が可能であること。 ②秋田市契約課の登録業者に登録があること。 ③秋田市内に本店、支店等を有していること。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで (※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指名通知等	平成21年3月4日(水) (予定)
(8) 入札	
日時	平成21年3月10日(水) 午後1時30分
場所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入札保証金	免除
(9) 契約日	平成21年3月16日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

- ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。
- ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。
- イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - ※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所  
秋田市寺内蛭根三丁目24-3  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当
- (3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当  
電話 018-863-6633
- (4) 業務内容に関する問い合わせ先  
秋田市総合環境センター 設備担当  
電話 018-839-4816

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名	環境賃貸借第12号 総合環境センター 洗車場清掃車輛借上（単価契約）
--------	---------------------------------------

(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①仕様書に掲げる車輛を保有し、業務の実施が可能であること。 ②秋田市契約課の建設工事格付け名簿に業者登録があること。 ③秋田市内に本店、支店等を有していること。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで (※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(水) (予定)
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(水) 午後1時35分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- ・仕様書に掲げる車輛の自動車検査証の写し

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

電話 018-863-6633

(4) 業務内容に関する問い合わせ先

秋田市総合環境センター 設備担当

電話 018-839-4816

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境賃貸借第7号 総合環境センター 排水処理施設脱水汚泥運搬車輛借上（単価契約）
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(5) 入 札 参 加 要 件	①仕様書に掲げる車輛を保有し、業務の実施が可能であること。 ②秋田市契約課の建設工事格付け名簿に業者登録があること。 ③秋田市内に本店、支店等を有していること。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで (※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(水) (予定)
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(水) 午後1時40分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

- ・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- ・仕様書に掲げる車輛の自動車検査証の写し

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所  
秋田市寺内蛭根三丁目24-3  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当  
電話 018-863-6633

(4) 業務内容に関する問い合わせ先

秋田市総合環境センター 業務担当  
電話 018-839-4816

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境委託第35号 秋田市総合環境センター 空調・換気設備等点検業務委託
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①第一種フロン類回収業者に登録していること。 ②秋田市契約課の管工事登録していること。 ③秋田市内に本店、支店等を有していること。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

	⑤秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで (※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指名通知等	平成21年3月4日(水) (予定)
(8) 入札	
日時	平成21年3月10日(水) 午後1時45分
場所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入札保証金	免除
(9) 契約日	平成21年3月16日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

- ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。
- ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
- イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所  
秋田市寺内蛭根三丁目24-3  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当
- (3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当  
電話 018-863-6633
- (4) 業務内容に関する問い合わせ先  
秋田市総合環境センター 設備担当  
電話 018-839-4816

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名	環境委託第44号 秋田市総合環境センター 浄化槽維持管理業務委託
(2) 仕様書	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
(4) 履行期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入札参加要件	①秋田市の浄化槽保守点検登録業者であり、かつ浄化槽清掃許可業者であること。 ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ③秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで (※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市環境部 2階 環境総務課

(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(水) (予定)
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(火) 午後1時50分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

電話 018-863-6633

(4) 業務内容に関する問い合わせ先

秋田市総合環境センター 設備担当

電話 018-839-4816

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境委託第23号 秋田市向浜事業所汚泥運搬業務委託（単価契約）
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	市の指定する場所
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①秋田市から一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。 ②市内に本社又は営業所を有していること。 ③地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑤銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで （※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで）
受 付 場 所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(水) (予定)
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(火) 午前11時15分

場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

電話 018-863-6633

(4) 業務内容等に関する問い合わせ先

秋田市環境部向浜事業所

電話 018-865-1107

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境委託第25号 秋田市向浜事業所し漚運搬業務委託（単価契約）
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	市の指定する場所
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①秋田市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。 ②市内に本社又は営業所を有していること。 ③地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑤銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで （※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで）
受 付 場 所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(水) (予定)
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(水) 午前11時
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(火)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

電話 018-863-6633

(4) 業務内容等に関する問い合わせ先

秋田市環境部向浜事業所

電話 018-865-1107

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境委託第103号 道路騒音交通量調査・一般環境地域騒音調査業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	市の指定箇所
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①計量法に基づき秋田県知事の登録（登録区分：音圧）を受けた計量証明事業者であること。 ②本市に測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 ③秋田市内に本社又は支店、営業所等を有していること。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月18日(火)から平成21年2月27日(金)まで （※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで）
受 付 場 所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(火)（予定）
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(火) 午前10時50分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月)（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければ

ならない。

・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

- ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 指名について
  - ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
  - イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 入札について
  - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
  - エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。
- 3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所  
秋田市寺内蛭根三丁目24-3  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当
- (3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載
- 4 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市環境部環境総務課 庶務担当  
電話 018-863-6633
  - (4) 業務内容等に関する問い合わせ先  
秋田市環境部環境保全課 調査指導担当  
電話 018-866-2075

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境委託第49号 有害大気汚染物質モニタリング業務
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	土崎一般環境大気測定局および茨島自動車排出ガス測定局
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①計量法に基づき秋田県知事の登録（登録区分：濃度）を受けた計量証明事業者であること。 ②本市に測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 ③秋田市内に本社又は支店、営業所等を有していること。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで （※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで）
受 付 場 所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(水) （予定）
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(水) 午前10時40分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月) （予定）

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて
  - ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。  
・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
  - イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

- ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 指名について
  - ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。
  - イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

- (3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載
- 4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

電話 018-863-6633

(4) 業務内容等に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境保全課 調査指導担当

電話 018-866-2075

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境委託第52号 公共用水域等水質測定業務委託
(2) 仕 様 書	別紙のとおり
(3) 履 行 場 所	市の指定する場所
(4) 履 行 期 間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	①計量法に基づき秋田県知事の登録（登録区分：濃度）を受けた計量証明事業者であること。 ②本市に測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 ③秋田市内に本社又は支店、営業所等を有していること。 ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成21年2月18日(水)から平成21年2月27日(金)まで （※土曜、日曜を除く午前9時から午後5時まで）
受 付 場 所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(7) 指 名 通 知 等	平成21年3月4日(水)（予定）
(8) 入 札	
日 時	平成21年3月10日(水) 午前10時30分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成21年3月16日(月)（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

・公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者

に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係

る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成21年2月18日(水)から平成21年3月9日(月)までの土曜、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

番号・業務名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校の印刷機使用貸借および消耗品供給	小中学校が使用する印刷機の使用貸借と消耗品の供給	平成21年4月1日～平成22年3月31日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②印刷機の使用貸借および消耗品供給が可能な者であること。 ③印刷機の保守サービスが可能な者であること。 ④租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年3月10日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年3月11日(水)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月3日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 印刷機の保守サービス体制調査（様式3（省略））

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

電話 018-863-6633

(4) 業務内容に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境保全課 調査指導担当

電話 018-866-2075

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書（原本））

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月19日(水)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会総務課 企画経理担当

ウ 申込用紙

秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月4日(水)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月19日(休)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課 企画経理担当
- 6 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課 企画経理担当  
電話 018-866-2242

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**1 入札に付する事項**

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校複写機の複写料金単価	小中学校に設置する複写機の複写料金単価	平成21年4月1日～平成22年3月31日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②租税に滞納がないこと。 ③複写機の複写料金単価契約が可能な者であること。 ④複写機の保守サービスが可能な者であること。

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 秋田市指名停止措置要綱(物品の納入および製造)第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

※有効期限3カ月以内

- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

**2 入札に関する事項**

- 入札の日時 平成21年3月10日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年3月11日(休)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

- ア 受付期間  
平成21年2月19日(休)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課 企画経理担当
- ウ 申込用紙  
秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

**3 入札参加申し込みに関する事項**

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月3日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
  - イ 営業経歴書(様式2(省略))
  - ウ 複写機の保守サービス体制調書(様式3(省略))
  - エ 納税証明書
    - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
    - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
    - ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- オ 住民票(法人にあっては履歴事項全部証明書)

**4 指名に関する事項**

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月4日(水)午後に行う。

**5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項**

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月19日(休)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課 企画経理担当

**6 その他**

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課 企画経理担当  
電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教ス第36号 秋田市立体育館消防 用設備保守点検業務 委託	秋田市八橋本町六丁目12番 20号	平成21年 4月 1日～ 平成22年 3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員であること。 3 当該施設の消防設備点検に必要な各種資格を有する消防設備士等が社員として在籍していること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 3月23日(月) 午前11時20分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル 4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年 3月27日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3月 2日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 業務内容調書(様式2(省略))
  - (ア) 商号(名称)および代表者氏名  
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
  - (イ) 従業員数  
提出日現在における従業員数を区別に記入する(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)
  - (ウ) 有資格者  
指定した資格ごとの人数を記入する(有資格証明書の写しを添付すること。)
  - ウ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税  
※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書にかわって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)(写し可)

(2) 申請書等の提出  
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受け付け  
申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間  
平成21年 2月20日(金)から平成21年 3月 2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙  
秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年 3月 17日(火)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間  
平成21年 2月20日(金)から平成21年 3月 2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所  
秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル 4階

6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教ス第29号 八橋運動公園内体育施設夜間照明設備保守点検業務委託	秋田市八橋運動公園内	平成21年 4月 1日～ 平成22年 3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 電気工事士法に定める第1種電気工事士と同程度以上の資格者を有する者
教ス第30号 市民グラウンド夜間照明設備保守点検業務委託	秋田市新屋豊町153-1 外		

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
  - ア 租税に滞納がないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
  - エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書にかわって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）（写し可）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受け付け

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年 2月20日(金)から平成21年 3月 2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年 3月 17日(火)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

平成21年 2月20日(金)から平成21年 3月 2日(月)までの土曜日

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 3月23日(月) 午前10時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契約日 平成21年 3月27日(金)

注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3月 2日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務内容調書（様式2（省略））

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。

(ウ) 有資格者

および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当

住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教ス第35号 秋田市立体育館電気・ 機械設備等保守管理業 務委託	秋田市八橋本町六丁目 12番20号	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 電気工事士法に定める第1種電気工事士および労働安全衛生法に基づく2級ボイラー技士と同程度以上の資格者を有する者

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年 3月23日(月) 午前11時
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年 3月27日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

- オ 有資格者  
指定した資格ごとの人数を記入する(有資格証明書の写しを添付すること。)
- ウ 納税証明書(写し可)  
(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税  
※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書にかわって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)(写し可)
- (2) 申請書等の提出  
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受け付け  
申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
平成21年 2月20日(金)から平成21年 3月 2日(月)までの土曜日および日曜・祝日除く毎日午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
- ウ 申請用紙  
秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項  
(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年 3月

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3月 2日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 業務内容調書(様式2(省略))
  - (ア) 商号(名称)および代表者氏名  
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
  - (イ) 従業員数  
提出日現在における従業員数を区分別に記入する(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入

- 17日(火)までに行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間  
平成21年2月20日(金)から平成21年3月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所  
秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
- 6 その他
- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教字第61号 体育施設塵芥収集運搬 業務委託	秋田市八橋本町六丁目 12-20外	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	1 秋田市環境部の一般廃棄物収集運搬許可業者であること。 2 塵芥収集車(特殊車)を2台以上保有し、運転手および作業員を4名以上雇用していること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)

ウ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※納税証明書にかわって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)(写し可)

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受け付け

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月20日(金)から平成21年3月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年3月23日(月) 午前11時40分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年3月27日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月2日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 業務内容調書(様式2(省略))

(ア) 商号(名称)および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区別別に記入する(秋

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月

- 17日(火)までに行なう。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間  
平成21年2月20日(金)から平成21年3月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所  
秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
- 6 その他
- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教ス第14号 八橋陸上競技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園 1番10号	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 建設業法に定める1級又は2級造園施工管理技士を有する者 3 フットボール競技の公式試合が行えるスポーツターフの維持管理業務において、過去5年間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者
教ス第20号 八橋球場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園 1番1号		
教ス第34号 八橋健康広場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園 内	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 建設業法に定める1級又は2級造園施工管理技士を有する者 3 スポーツターフの維持管理業務において、過去5年間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者
教ス第48号 スポパークかわべ芝生等管理業務委託	秋田市河辺岩見字萱 森上野17番地2		

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年3月23日(月) 午前9時30分
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年3月27日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 業務内容調書(様式2(省略))
- (ア) 商号(名称)および代表者氏名  
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
- (イ) 従業員数  
提出日現在における従業員数を区分別に記入する(秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。)
- (ウ) 有資格者  
指定した資格ごとの人数を記入する(有資格証明書の写しを添付すること。)
- ウ 業務受注状況調(様式3)  
提出期日現在までの業務受注状況(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績ならびに施設で開催された各種競技大会の規模・実績等がわかるものを添付すること。)
- エ 納税証明者(写し可)
- (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月2日(月)までに、

※消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書にかわって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）（写し可）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受け付け

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月20日(金)から平成21年3月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月17日(火)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

平成21年2月20日(金)から平成21年3月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
 住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市教育委員会スポーツ振興課 管理担当  
 電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教委総務課 第6号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託 (北部地域)	秋田市北部地域に位置する 秋田市立小学校8校、中学校5校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	(教委総務課第6号から第11号共通) 次の①から④の要件をいずれも満たすこと。 ①秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。 ②市内に表示登録された本社又は営業所等を有していること。 ③次の各「類」ごとの消防設備士(第1類、第4類、第5類、第6類、第7類)が代表者又は社員として市内の本社、営業所等に合わせて2名以上在籍していること。 ただし、上記の各「類」いずれかの資格を有する消防設備士2名以上でこの各「類」をすべて満たしていること。 ④租税に滞納がないこと。
教委総務課 第7号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託 (南部地域)	秋田市南部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校6校、中学校4校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	
教委総務課 第8号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託 (東部地域)	秋田市東部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校8校、中学校4校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	
教委総務課 第9号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託 (西部地域)	秋田市西部地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校10校(旧小学校の1施設を含む。)、中学校4校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	
教委総務課 第10号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託 (中央地域)	秋田市中央地域およびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校8校、中学校3校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	
教委総務課 第11号 秋田市立小・中学校消防用設備保守点検業務委託 (河辺、雄和地域)	秋田市河辺地域および雄和地域に位置する 秋田市立小学校8校、中学校3校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	

教委総務課 第12号 秋田市立小・中学校浄化 槽維持管理業務委託 (北部地域)	秋田市北部地域に位置する 秋田市立小学校4校、中学校1校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	(教委総務課第12号から第14号共通) 次の①、②の要件をいずれも満たすこと。 ①秋田市浄化槽保守点検登録業者であること。 ②租税に滞納がないこと。
教委総務課 第13号 秋田市立小・中学校浄化 槽維持管理業務委託 (東部地域)	秋田市東部地域に位置する 秋田市立小学校5校、中学校2校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	
教委総務課 第14号 秋田市立小・中学校浄化 槽維持管理業務委託 (南部地域)	秋田市南部地域、西部地域および その近隣地区に位置する 秋田市立小学校4校(旧小学校の 1施設を含む。)、中学校3校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	
教委総務課 第15号 秋田市立小・中学校水処 理装置保守点検業務委託	川尻小学校、四ツ小屋小学校、下 浜小学校、将軍野中学校	平成21年 4月1日～ 平成22年 3月31日	次の①から③の要件をいずれも満たすこと。 ①井水関係設備の保守又は施工に関し、公共事業 に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者で あること。 ③租税に滞納がないこと。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年3月24日(火)  
 教委総務課第6号から第11号  
 午後1時30分から午後2時30分まで  
 教委総務課第12号から第14号  
 午後2時30分から午後3時00分まで  
 教委総務課第15号  
 午後3時00分から午後3時10分まで
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
 「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年3月30日(月)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月6日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
  - イ (ア) 消防用保守点検業務委託の申込者

- ・秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し  
 ※表示登録の有効期限については、平成22年3月31日まで継続していること。  
 なお、現在の登録が委託期間の途中で満了となる場合は、登録更新手続きをしたうえで有効期限を更新中であることの証明書を提出のこと。
- ・消防設備士(第1類、第4類、第5類、第6類、第7類)の免状(表裏)の写し
- ・上記資格を有する消防設備士が、代表者又は社員として市内の本社、営業所等に合わせて2名以上在籍し、この各「類」すべてを満たしていることを証明できるもの
- (イ) 浄化槽維持管理業務委託の申込者  
 秋田市の浄化槽保守点検業者登録通知の写し
- (ウ) 水処理装置保守点検業務委託の申込者  
 保守業務実績調査書(様式2(省略))又は工事施工実績調査書(様式3(省略))  
 ※保守業務の実績がある場合は、工事施工実績調査書(様式3)の提出は不要
- ウ 納税証明書
  - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
  - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
  - ・秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)  
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構
- エ 登記簿謄本(消防用保守点検業務委託および浄化槽維持管理業務委託の申込者は不要)
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月23日(月)から平成21年3月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会総務課 施設担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月18日(水)に行く。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月23日(月)から平成21年3月23日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
(2) 閲覧・貸出場所
秋田市教育委員会総務課 施設担当

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

Table with 4 columns: 教委総務課 第43号 秋田市立小・中学校 周辺排水管清掃業務委託 (外旭川小学校), 秋田市外旭川字梶ノ目262番地の2, 契約の日から平成21年4月30日, ①公告した日において高圧洗浄車および強力吸引車を所有していること、又はこれらの車両のリース契約、賃貸借契約等を取り交わしており業務委託を遂行できると判断できるもの ②公告した日において秋田市長より産業廃棄物収集運搬業許可(許可品目に汚泥が含まれており、含水率85%以上の汚泥を運搬できること。)を受けていること。 ③汚泥を運搬する車両が産業廃棄物収集運搬業の登録車両であること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する業者であること。
イ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年3月25日(水) 午前11時から午前11時30分まで
入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階 「教育委員会室」
入札保証金 免除
契約日 平成20年3月25日(水)
注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のう

住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書等は、返却しない。
(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課 施設担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成20年度第10号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成21年2月23日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課
2 縦覧期間 平成21年2月24日から平成21年3月13日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。
3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月23日

秋田市長 佐竹敬久

え、入札に参加すること。

- (2) 原則として予定価格の10分の5から10分の8の範囲内で最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年3月6日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 高圧洗浄車および強力吸引車の車検証の写し。また、委託業務に使用するこれらの車両をリース・賃貸借している場合には、これに係る契約書の写し
- ウ 秋田市長が発行した産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、およびこれに係る登録車両の一覧表
- エ 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている業者および秋田市小規模修繕契約希望者登録している事業者以外は以下の書類。事業者が法人である場合は登記事項証明書。事業者が個人事業者である場合は、市町村発行の身分証明書。営業所のみ設置している事業者については、営業所に関する公共料金の領収書等の写し、又は秋田市が発行する所在地証明書（各書類は申込み日前3カ月以内のもので写し可）
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年2月23日(月)から平成21年3月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当
- ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月18日(水)に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、2月23日(月)から平成21年3月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル3階
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課 施設担当  
電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教委総務課 第38号 秋田市立小・中学校校地 周辺側溝清掃業務委託 (大住小学校他1校)	秋田市仁井田字西潟敷33 番地他	契約の日から平成21年 4月30日まで	秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、一般土木工事のC級に等級格付けされていること。
教委総務課 第39号 秋田市立小・中学校校地 周辺側溝清掃業務委託 (外旭川小学校)	秋田市外旭川字梶ノ目262 番地	契約の日から平成21年 4月30日まで	
教委総務課 第40号 秋田市立小・中学校校地 周辺側溝清掃業務委託 (飯島中学校他1校)	秋田市飯島字田尻堰越48 番地他	契約の日から平成21年 4月30日まで	
教委総務課 第41号 秋田市立小・中学校校地 周辺側溝清掃業務委託 (御野場中学校)	秋田市仁井田字中新田223 番地	契約の日から平成21年 4月30日まで	
教委総務課 第45号 秋田市立小・中学校校地 周辺側溝清掃業務委託 (城南中学校)	秋田市栖山城城南町4番1 号	契約の日から平成21年 4月30日まで	

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
  - ア 本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
  - ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
  - エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年 3月25日(水)
  - 午前 9時30分から午前11時まで
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
  - 「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年 3月25日(水)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 原則として予定価格の10分の5から10分の8の範囲内で最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてします。
  - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 3月6日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- (2) 申込書等の提出
  - 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
  - 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
  - 平成21年 2月23日(月)から平成21年 3月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所
  - 秋田市教育委員会総務課 施設担当
- ウ 申請用紙
  - 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

- 指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年 3月18日(水)に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成21年 2月23日(月)から平成21年 3月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当
    - 住所 秋田市山王二丁目1番53号
    - 山王21ビル3階
- 6 その他
  - (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
  - (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
    - 秋田市教育委員会総務課 施設担当
    - 電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名および入札参加要件

件 名	入札参加要件
秋田市西部市民サービスセンター 空調・給排水設備保守点検業務委託	ア 空気調和および給排水設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 イ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ウ 租税に滞納がないこと。 エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

- (2) 業務内容
  - 別添仕様書および設計書を参照すること。
- (3) 履行期間
  - 平成21年 4月1日から平成22年 3月31日まで

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年 3月19日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
  - 秋田市役所分館会議室（2階）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年 3月26日(木)予定
- (5) 注 意 事 項
  - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参

加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 仕様書および設計書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)まで
- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）

ウ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明する書類の写し（法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し）（写し可）

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)までの土日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市地域振興部地域振興課分権担当

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年3月13日(金)に行う。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市地域振興部地域振興課 分権担当  
電話 018-866-2037

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名および入札参加要件

件 名	入札参加要件
秋田市西部市民サービスセンター一般廃棄物収集運搬業務	<p>ア 本市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者であること。</p> <p>イ 一般廃棄物の収集運搬に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。</p> <p>ウ 租税に滞納がないこと。</p> <p>エ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。</p> <p>オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p>

(2) 業務内容

別添仕様書および設計書を参照すること。

(3) 履行期間

平成21年5月1日から平成22年3月31日まで

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成21年3月19日(木) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所分館会議室（2階）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成21年3月26日(木)予定

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 仕様書および設計書の入手に関する事項

(1) 配布期間 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)まで

(2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申

込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))  
 イ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明する書類(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し)(写し可)

ウ 納税証明書(写し可)  
 (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)  
 ※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

エ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し(2通以上)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)までの土日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市地域振興部地域振興課分権担当

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年3月13日(金)に行う。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市地域振興部地域振興課 分権担当  
 電話 018-866-2037

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名および入札参加要件

件名	入札参加要件
秋田市西部市民サービスセンター 消防設備保守点検業務委託	ア 消防設備士(甲種第1類、4類および乙種第6類)の資格者が2名以上在籍していること。 イ 消防設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ウ 秋田市内に本社又は支店、営業所を有していること。 エ 租税に滞納がないこと。 オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(2) 業務内容

別添仕様書および設計書を参照すること。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成21年3月19日(木) 午前10時10分

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号  
 秋田市役所分館会議室(2階)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成21年3月26日(木)予定

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 仕様書および設計書の入手に関する事項

(1) 配布期間 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)まで

(2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 消防設備士(甲種第1類、4類および乙種第6類)の資格者が2名以上在籍していることを証明できるもの

ウ 秋田市内に在住しているか、本社又は支店、営業所を有していることを証明する書類(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し)(写し可)

エ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」

の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)

※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

オ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し(2通以上)

2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。

3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)までの土日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市地域振興部地域振興課分権担当

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年3月13日(金)に行う。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市地域振興部地域振興課 分権担当

電話 018-866-2037

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名および入札参加要件

件 名	入札参加要件
秋田市西部市民サービスセンター 床用マット賃貸借	ア 床用マットの賃貸借に関し、過去2年間に市、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 イ 秋田市内に営業所等を有する者で、迅速なアフターサービスおよびメンテ

ナンスが行える体制にある者

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(2) 品名、数量および納入場所等  
仕様書および設計書を参照すること。

(3) 引渡し日

平成21年3月31日(火)まで

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成21年3月19日(木) 午前10時40分

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所分館会議室(2階)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成21年3月26日(木)予定

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 契約に関する事項

(1) 契約期間 契約締結の日から平成22年3月31日まで

(2) 賃貸借期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

4 仕様書および設計書の入手に関する事項

(1) 配布期間 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)まで

(2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

5 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明する書類(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し)(写し可)

ウ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)

※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

エ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行し

- たことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
 なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。
- (3) 申込書等の受け付け  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)までの土日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所 秋田市地域振興部地域振興課分権担当
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年3月13日(金)に行う。
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市地域振興部地域振興課 分権担当  
 電話 018-866-2037

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名および入札参加要件

件 名	入札参加要件
コミュニティ施設消防用設備保守点検業務委託	ア 消防設備士（甲種第4類および乙種第6、7類）の資格者が2名以上在籍していること。 イ 消防設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ウ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 エ 租税に滞納がないこと。 オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(2) 業務内容

仕様書および設計書を参照すること。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年3月19日(木) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号  
 秋田市役所分館会議室（2階）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年3月26日(木)予定
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 仕様書および設計書の入手に関する事項
- (1) 配布期間 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)まで
- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。
- 4 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 消防設備士（甲種第4類および乙種第6、7類）の資格者が2名以上在籍していることを証明できるもの
- ウ 納税証明書（写し可）
- (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）  
 ※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- エ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明する書類（法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し）（写し可）
- オ 過去2年間に本業務と同様の業務について契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
 なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。
- (3) 申込書等の受け付け  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間  
 平成21年2月24日(火)から平成21年3月6日(金)までの土日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所

## 秋田市地域振興部地域振興課振興担当

## 5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年3月13日(金)に行う。

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市地域振興部地域振興課 振興担当  
電話 018-866-2036

## 秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので秋田市財務規則第108条の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成21年2月25日

秋田市長職務代理者  
秋田市副市長 飯 塚 明

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名  
秋田市立土崎図書館機械設備保守管理業務委託
- (2) 委託場所  
秋田市土崎港中央六丁目16番30号 秋田市立土崎図書館
- (3) 委託期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 入札参加要件  
ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。  
イ 過去5年の間に同規模の当該業務に実績があること。  
ウ 租税に滞納がないこと。  
エ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。  
オ 本市の指名停止期間又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年3月18日(水) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号  
秋田市立土崎図書館(2階研修室)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成21年3月19日(木)から3月24日(水)までの間  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。  
エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、

直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 受付期間  
平成21年2月25日(水)から平成21年3月5日(木)までの午前10時から午後5時までとする。
- (2) 受付場所  
秋田市立土崎図書館(事務室)
- (3) 提出書類  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))  
イ 機械設備保守管理業務実績書(様式2(省略))  
※ 契約書および仕様書の写しを添付すること。  
ウ 納税証明書(各証明書は直近のもので、写しでも可とする。)  
エ 消費税(「納税証明書(未納額のない証明用)」税務署で発行)  
イ 法人市民税(「納税証明書」秋田市役所市民税課で発行)  
ウ 固定資産税(「納税証明書」秋田市役所資産税課で発行)  
エ 登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」法務局で発行)
- (4) その他

ア 参加申込書(様式1)および業務経歴書(様式2)は、土崎図書館又は秋田市ホームページ「市からのお知らせ」から入手のこと。  
イ 提出書類は、土崎図書館へ持参したもののみ受け付ける。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成21年3月11日(水)までに通知する。

## 5 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市立土崎図書館  
電話 018-845-0572

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月25日

秋田市長職務代理者  
秋田市副市長 飯 塚 明

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託名 中央図書館明德館書籍類等配送業務委託
- (2) 委託場所 秋田市千秋明德町4番4号  
秋田市立中央図書館明德館
- (3) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- イ 書籍類の運送又は宅配の実績があること。
- ウ 運搬時間の制約を受けるなかで、履行可能であること。
- エ 租税に滞納がないこと。
- オ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- カ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年3月23日(月) 午前9時
- (2) 入札の場所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館 2階研修室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札日から平成21年3月29日(日)までに行う。

## 注意事項

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月6日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
  - イ 配送業務経歴書(様式2(省略))
  - ウ 納税証明書(写し可)
    - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
    - ・秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
    - ・秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- エ 住民票(法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書)(写し可)

- (2) 申込書の提出  
申込書の提出は持参によるものとする。
- (3) 申込書の受け付け  
申込書は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成21年2月25日(水)から平成21年3月6日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。

## イ 受付場所

秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館

## ウ 申込用紙

秋田市立中央図書館明徳館又は秋田市ホームページから

入手のこと。

## 4 指名通知に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月19日(木)までに行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月25日(水)から平成21年3月6日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市立中央図書館明徳館(図書管理担当 小室)  
電話 018-832-9220

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月25日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託名 中央図書館明徳館電気・機械設備保守業務委託
- (2) 委託場所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館
- (3) 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- イ 設備管理(電気、冷暖房空調、給排水衛生設備)の保守、点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績があること。
- ウ 租税に滞納がないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- オ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年3月23日(月) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館 2階研修室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 落札日から平成21年3月29日(日)までに行う。

## 注意事項

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額

の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月6日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 電気・機械設備保守業務経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）（写し可）

(2) 申込書の提出

申込書の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書の受け付け

申込書は、次のとおり受付する。

ア 受付期間

平成21年2月25日(水)から平成21年3月6日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

秋田市千秋明徳町4番4号

秋田市立中央図書館明徳館

ウ 申込用紙

秋田市立中央図書館明徳館又は秋田市ホームページから入手のこと。

### 4 指名通知に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月19日(木)までに行う。

### 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年2月25日(水)から平成21年3月6日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市千秋明徳町4番4号

秋田市立中央図書館明徳館

### 6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問合せ先

秋田市立中央図書館明徳館（図書管理担当 小室）

電話 018-832-9220

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月25日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

1 委託業務名および業務内容 定額給付金給付業務

2 業務の内容

(1) 各作業の準備と定額給付金対象者の把握およびデータの加工・整理

(2) 定額給付金申請書および関連書類の作成、印刷、封入封緘

(3) 返戻再送付の取り扱い

(4) 定額給付金申請書受領から対象者データの作成

3 契約期間

契約締結の日から平成21年10月31日

4 入札参加要件

(1) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者

(4) 租税に滞納がないこと。

(5) 本業務委託を一括して受託できる者（原則、業務の再委託は認めない。ただし、書類運搬業務を除く。）

(6) 住民基本台帳データおよび外国人登録データを基にした通知書類等の封入封緘を含む通知処理について、過去5年間に本市と類似業務内容の契約を履行したことがある者

(7) 申請書のデータ処理および対象データの作成業務について、過去5年間に本市もしくは他の公共団体と類似業務内容の契約を履行したことがある者、又は本業務の履行が可能であることを証明できる者

5 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成21年3月9日(月) 午前10時30分

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所3階 入札室

(3) 契約日 平成21年3月10日(火)（予定）

(4) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

6 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月4日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、「未納税額がないこと用（その3）」の発行を受けること。）

- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
- ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
- ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票・身分証明書）
- オ 4の(6)および(7)に示す書類の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ質問状（様式自由）を提出することとする。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、平成21年3月5日(木)に書面による配付を行う。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月26日(木)から平成21年3月4日(水)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所

秋田市山王一丁目1番1号（2階）

秋田市企画調整部企画調整課

ウ 申請用紙

秋田市企画調整部企画調整課又は秋田市ホームページから入手のこと。

7 仕様書の配付に関する事項

(1) 配付期間 平成21年2月26日(木)から平成21年3月3日(水)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 配付場所 秋田市山王一丁目1番1号（2階）

秋田市企画調整部企画調整課

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、秋田市財務規則（以下「規則」という。）第109条第1項の各号に該当したときは免除する。

9 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号に該当したときは免除する。

10 入札の無効

規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たす者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月6日(金)に行う。

12 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市企画調整部企画調整課

電 話 018-866-2033

F A X 018-866-2278

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託名 新屋図書館機械設備保守管理業務委託

委託場所 秋田市新屋大川町12番26号

秋田市立新屋図書館

委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

入札参加要件 ① 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

② 過去5年（業務が完了しているもの）の間に同規模の機械設備保守管理業務の実績があること。

③ 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年3月25日(水) 午前9時

入札の場所 秋田市新屋大川町12番26号

秋田市立新屋図書館 研修室

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年3月30日(月)（予定）

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月6日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 機械設備保守管理業務経歴書（様式2（省略））

・契約書の写しを添付

ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

- ・秋田市に納めた法人市民税
  - ・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構

エ 登記簿謄本

- (2) 申込書の提出  
申込書等の提出は持参によるものとする。

- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月27日(金)から平成21年3月6日(金)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所

秋田市新屋大川町12番26号  
秋田市立新屋図書館

ウ 申請用紙

秋田市立新屋図書館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年3月19日(木)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年2月27日(金)から平成21年3月6日(金)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市立新屋図書館  
住所 秋田市新屋大川町12番26号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市立新屋図書館  
電話 018-828-4215

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成20年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年2月4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

新藤田字高梨台、新藤田字中山台、広面字谷内佐渡、高陽幸町、東通二丁目、新屋豊町、仁井田新田一丁目および浜田字家後の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地）

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成21年2月6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 契約種別 製造請負契約
- (2) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納品場所	納入期限
第131号	「藤倉水源地ものがたり」冊子作成	上下水道局 総務課	平成21年 3月31日

(3) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年2月24日(火) 午前10時  
入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8

秋田市上下水道局 別館 二階会議室（庁舎北側）

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年2月26日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年2月17日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
平成21年2月6日(金)から平成21年2月17日(火)までの土曜

日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年 2 月20日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年 2 月 6 日(金)から平成21年 2 月23日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係
- (3) 仕様書（内訳）等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 外部委託について

- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程により、契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止しております。

7 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課 管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成21年 2 月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第10号	川尻庁舎ボイラー（温水）運転等業務委託	川尻みよし町14-8	平成21年 4 月 1 日～平成22年 3 月31日	次の 1～3 の要件をみたしていること。 1 秋田市に本社を有していること。 2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍していること。 ①二級以上のボイラー技士（2 名以上） ②ボイラー整備士 ③甲種又は乙種（第 4 類）危険物取扱者 3 過去 5 年以内に秋田市内の二級以上の資格を有するボイラーの運転および整備の実績があること。 （基本的要件については 3 に記載）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 3 月 3 日(火) 午前11時  
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1 階 会議室  
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。  
 契 約 日 平成21年 3 月 6 日(金)  
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

札を 1 回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 2 月24日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。  
ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 実績調書（様式2（省略））
- (ウ) 入札参加要件2の①から③の免状の写し（配置予定資格者）
- イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方
  - (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
  - (イ) 実績調書（様式2（省略））
  - (ウ) 入札参加要件2の①から③の免状の写し（配置予定資格者）
  - (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。）
  - (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
- (2) 申込書等の提出
 

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
 

申込書等は、次のとおり受け付ける。

  - ア 受付期間
 

平成21年2月13日(金)から平成21年2月24日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所
 

秋田市上下水道局総務課管財係

- ウ 申請用紙
 

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は平成21年2月13日(金)から平成21年3月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係
  - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課 管財係  
電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。  
平成21年2月13日  
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第11号	秋田市豊岩豊巻・小山・石田坂農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市豊岩地内	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第12号	秋田市外旭川笹岡農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市外旭川笹岡地内	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	3に記載
第13号	秋田市下北手寒川・下北手中央農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下北手地内	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第14号	秋田市下新城北部・南部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下新城地内	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第15号	秋田市上新城農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上新城地内	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第16号	秋田市上北手東部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上北手猿田地内	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	3に記載
第17号	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見地内	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。

第18号	秋田市河辺赤平・下三内 農業集落排水処理施設維 持管理業務委託	秋田市河辺赤平・ 下三内地内	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する筆者で あること。
第19号	秋田市雄和新波・萱ヶ沢 農業集落排水処理施設維 持管理業務委託	秋田市雄和新波・ 萱ヶ沢地区地内	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者で あること。
第20号	秋田市雄和向野農業集落 排水処理施設維持管理業 務委託	秋田市雄和向野地 内	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者で あること。
第21号	秋田市雄和戸賀沢農業集 落排水処理施設維持管理 業務委託	秋田市雄和戸賀沢 地内	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者で あること。
第22号	秋田市雄和種平農業集落 排水処理施設維持管理業 務委託	秋田市雄和種平地 内	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者で あること。
第23号	地域下水道処理施設保守 点検業務委託	秋田市大平台・桜 ヶ丘・雄和妙法地 内	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	3に記載 ※浄化槽技術管理者の資格者を有する業者で あること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年3月3日(火) 午前10時  
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室  
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100  
 分の5以上の金額を納付すること。  
 契 約 日 平成21年3月6日(金)  
 注 意 事 項

- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程  
 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す  
 ること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され  
 た金額に当該金額の100分の5に相当する額  
 を加算した金額(当該金額に1円未満の端数  
 があるときは、その端数金額を切り捨てた額)  
 を落札価格とするので、消費税および地方消  
 費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ  
 ず、見積もった契約希望金額の105分の100に  
 相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入  
 札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人  
 以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決  
 定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市浄化槽保守点検業者に登録があること。
- (2) 過去2年間に地方自治体もしくは民間企業に対し、農業集  
 落排水処理施設維持管理業務もしくは合併浄化槽維持管理業  
 務の実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で  
 あること。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である  
 と認められる者でないこと。

(6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな  
 いこと。

(7) 入札参加要件欄に※印がある委託業務は浄化槽技術管理  
 者の資格者を有する業者でなければならない。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年2月24日(火)まで  
 に、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査  
 のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。  
 また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入  
 札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
- (ウ) 技術者経歴書(様式3(省略))
- (エ) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項に規定  
 する秋田市長の登録証明書の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 契約実績調書(様式2(省略))
- (ウ) 技術者経歴書(様式3(省略))
- (エ) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項に規定  
 する秋田市長の登録証明書の写し
- (オ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日  
 を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)個人  
 にあっては営業の事実を証する書類
- (カ) 直近の事業年度の法人市民税(個人営業の方は個人市  
 民税)、事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座  
 振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは  
 受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間  
平成21年2月13日(金)から平成21年2月24日(火)までの土曜日  
および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙  
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成21年2月13日(金)から平成21年3月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する業務委託は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	修繕場所	履行期間	入札参加要件
第24号	仕切弁きょう整備修繕委託	秋田市一円	平成21年4月1日から 平成22年3月31日	・水道施設工事A級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成21年3月3日(火) 午前11時20分
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年3月6日(金)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とし、落札比率(落札価格を設計額で除した値)により、請負比率を決定する。(仕切弁きょう整備工事は、1工事各々設計に相違があるため工事代金は、完成1件ごとに工事設計額に請負比率を乗じて算出し消費税等相当額を加えた額を精算額とする。)消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課 管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年2月13日  
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 額105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年2月24日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間  
平成21年2月13日(金)から平成21年2月24日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係  
※申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年2月27



- 相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年3月3日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年2月20日(金)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書・入札書・委任状等  
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年3月6日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成21年2月20日(金)から平成21年3月9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課 管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告  
次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成21年2月20日  
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第25号	秋田市河辺・雄和地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市河辺戸島字本町41-3 他70箇所	平成21年4月1日～平成22年3月31日	次の①と②の要件をすべて満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②本業務の従事者は次の資格を有すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ・第二種電気工事士 （基本的要件については別に記載）
第26号	秋田市中央地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市手形新栄町地内他49箇所	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
第27号	秋田市南部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市茨島二丁目1番地内他69箇所	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
第28号	秋田市北部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市金足小泉上前1地内他47箇所	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
第29号	秋田市仁別・下浜地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市仁別字小水沢地内他9箇所	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
第30号	秋田市山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託	秋田市八橋南一丁目8-1（秋田市山王雨水排水ポンプ場）	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
第31号	ポンプ場保守点検業務委託	金照寺山ポンプ場他32箇所	平成21年4月1日～平成22年3月31日	

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件  
ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契

- 約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年 3月10日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年 3月13日(金)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年 3月 3日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
  - イ 配置予定従事者の資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
  - 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
単価 第2号	八橋下水道終末処理場 脱水ケーキ運搬業務委託	八橋下水道終末処理場(秋田市八橋本町六丁目12番15号)	平成21年 4月1日から平成22年 3月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①廃棄物処理法、第14条第1項に規定する収集運搬業の秋田市についての許可業者 ②最大積載量 8 t 以上10 t 以下のダンプトラック(全長9.3m、全幅2.6m、全高3.4m以下)を2台以上を配備できること。また、荷台を密閉式(機械式)とすること。 (基本的要件については別に記載)
単価 第3号	八橋下水道終末処理場 沈砂・し渣運搬	八橋下水道終末処理場(秋田市八橋)	平成21年 4月1日から平成22年 3月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①廃棄物処理法、第7条第1項に規定する収集運

- (3) 申込書等の受け付け
  - 申込書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間
    - 平成21年 2月20日(金)から平成21年 3月 3日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所
    - 秋田市上下水道局総務課管財係
  - ウ 申込書・入札書・委任状等
    - 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
    - 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
  - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年 3月 6日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は平成21年 2月20日(金)から平成21年 3月 9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係
  - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
    - 秋田市上下水道局総務課 管財係
    - 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成21年 2月20日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

	業務委託	本町六丁目12番15号)	搬業の秋田市についての許可業者 ②アームロール車（荷台を高さ1.9m以下の6㎡～8㎡コンテナとする）を有していること。 （基本的要件については別に記載）
--	------	--------------	--

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年3月10日(火) 午前11時40分  
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室  
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成21年3月13日(金)

入 札 金 額 入札書には、1tあたりの単価を記載すること。

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 過去2年間に地方自治体もしくは、民間企業に対し一般廃棄物もしくは、産業廃棄物の搬出の実績があること。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 秋田市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月3日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 契約実績調書（様式2（省略））
- (ウ) 廃棄物処理法、第14条第1項に規定もしくは第7条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

- (ア) 入札参加申込書（様式1（省略））
- (イ) 契約実績調書（様式2（省略））
- (ウ) 廃棄物処理法、第14条第1項に規定もしくは第7条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し

- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る）個人にあっては営業の事実を証する書類
- (オ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の方は個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年2月20日(金)から平成21年3月3日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年2月20日(金)から平成21年3月9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課 管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成21年2月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

## 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入札参加要件
第60号 川尻庁舎消防設備保守点検業務委託	秋田市上下水道局 (川尻みよし町14-8)	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	3に記載
第61号 浄、配水場消防設備保守点検業務委託	仁井田浄水場(仁井田字新中島 221番地の2)他4箇所	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	
第62号 八橋下水道終末処理場消防設備保守点検業務委託	八橋下水道終末処理場(八橋本 町六丁目12番15号)	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	
第63号 秋田市汚水中継ポンプ場消防設備保守点検業務委託	川口ポンプ場(榎山登町12番43 号)他5箇所	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	

## 2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年3月17日(火) 午前10時  
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室  
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。  
 契 約 日 平成21年3月19日(木)  
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。  
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

## 3 入札に参加する者に必要な要件

- 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- 秋田県内において消防法施行規則に基づく消防用設備等の保守点検の実績があること。
- 当該業務において、点検可能な次の資格者を配置できること。
  - 消防設備士又は消防設備点検資格者
- 消防用設備等点検済表示登録会員であること。
- 租税に滞納がないこと。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

## 4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月10日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査

のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方  
 (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))  
 (イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し  
 (ウ) 配置予定資格者の免状の写し
- イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方  
 (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))  
 (イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し  
 (ウ) 配置予定資格者の免状の写し  
 (エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)  
 (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
 平成21年2月27日(金)から平成21年3月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙  
 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項  
 (1) 閲覧期間は平成21年2月27日(金)から平成21年3月16日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。  
 (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係  
 (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他  
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。  
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課 管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令

(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成21年2月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第59号	水質分析委託(ダイオキシン類等検査業務)	仁井田・豊岩・雄和・仁別・俄沢浄水場	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①厚生労働省の「水質検査機関」に登録があること。 ②過去5年間に秋田県内で水道法第20条に係わる水質検査の業務実績があること。 (基本的要件については別に記載)
第64号	八橋下水道終末処理場ほか羽川・金足・仁別浄化センター水質等分析業務委託	八橋下水道終末処理場・羽川浄化センター・金足浄化センター・仁別浄化センター	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①計量証明事業者の登録(事業区分濃度)をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ②過去5年間に秋田県内の下水道処理施設等において水質分析の業務実績があること。 (基本的要件については別に記載)

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年3月17日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契約日 平成21年3月19日(木)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。  
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 租税に滞納がないこと。  
(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。  
(4) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年3月10日(火)までに、

次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方  
(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))  
(イ) 契約実績調書(様式2(省略))  
(ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し
- イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方  
(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))  
(イ) 契約実績調書(様式2(省略))  
(ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し  
(エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る)  
(オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間  
平成21年2月27日(金)から平成21年3月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙  
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年2月27日(金)から平成21年3月16日(月)ま

での土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係
  - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課 管財係  
電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成21年2月27日  
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

**1 入札に付する事項**

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	賃貸借期間
長期 21-1	連続帳票裁断機リース	秋田市上下水道局お客様センター内指定場所	平成21年4月1日	平成21年4月1日～平成26年3月31日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 上記物件の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。  
(上記物件において、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可)
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

**2 入札に関する事項**

入札の日時 平成21年3月17日(火) 午前10時50分  
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
 秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室  
 入札保証金 免除  
 契約日 平成21年3月19日(木)  
 注意事項

- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

**3 入札参加申し込みに関する事項**

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年3月10日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入

札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
- イ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し  
(入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを提出すること。)

- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間  
平成21年2月27日(金)から平成21年3月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書・入札書・委任状等  
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

**4 指名に関する事項**

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年3月13日(金)に通知する。

**5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項**

- (1) 閲覧期間は平成21年2月27日(金)から平成21年3月16日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課 管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

**6 その他**

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課 管財係  
電話 018-823-8434